

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成29年3月15日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成29年3月15日（水曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第22号議案	「質疑・討論・採決」
第23号議案	「質疑・討論・採決」
第24号議案	「質疑・討論・採決」
第25号議案	「質疑・討論・採決」
第26号議案	「質疑・討論・採決」
第27号議案	「質疑・討論・採決」
第28号議案～第46号議案	「質疑・討論・採決」
第47号議案	「質疑・討論・採決」
第48号議案～第50号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美			
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄
	加藤芳夫	菊地勝昭				
議長	下江洋行					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 おはようございます。

これより、予算・決算委員会を再開いたします。

松井健康課長から発言の申し出がありますので、許可をいたします。

松井健康課長。

○松井康浩健康課長 済みません、昨日の答弁の中で、修正をお願いしたいと思えます。

4款1項2目、213ページ、浅尾洋平委員の御質疑ですが、保健事業費、地域自殺対策緊急強化基金事業の(2)番の中で、愛知県の東三河北部医療圏における若者の自殺者が多いと聞かれますが、この事業は効果を上げているのか伺うというところで、平成27年の人口10万人当たりの自殺死亡率は、市は8.1%、県は17.8%となっておりますとお答えしましたが、正しくは、人口10万人当たりの自殺死亡率は、市は8.1人、県は17.8人となっておりますということで、パーセントではなく、人というのが正しいので、訂正させていただきます。

○丸山隆弘委員長 ただいまの松井健康課長からの発言訂正につきましては、委員長において、許可をいたします。

委員長から、冒頭改めて申し上げます。

質疑者、答弁者とも、簡潔かつ明瞭なやり取りに努めていただきまして、円滑な委員会の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑します。

8款4項3目震災対策費、住宅耐震化促進事業、315ページになります。

従来の政策との相違について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 従来の政策との相違ということでございますが、平成29年度予

算につきましては、耐震シェルターのパンフレットを作成いたしまして、耐震診断結果で耐震性がないと判断された建物所有者にダイレクトメールを送付するとともに、耐震診断のローラー作戦時にPRし、普及、推進していく経費を新規に計上させていただいております。

なお、これによりまして、木造住宅耐震シェルター設置補助の補助予定数を3件から5件にふやすこととしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この事業ですね、ずっと続いて、担当職員の方は一生懸命努力されておりますが、新城の木造家屋、耐震化が不十分だろうと思われる木造家屋に対して、余りにも対策が進んでいないと。地震が起きたら実際どうなるんだろうという心配してるんですが、具体的に心配される住宅に対して、今のまま市民の命、安心・安全守れるという方向が見えてきているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 確かに、委員御指摘のとおり、耐震化率のほうは思わしくない状況であります。

この事業の目的、そのものの目的につきましては、人的被害や経済被害の軽減というものを目的としております。そのために耐震化率を95%ということで、それを目標として進んでいるわけでございますけれども、目的の人的被害、少なくとも人的被害を軽減させるという意味で、そちらのほうにシフトさせていただくというところで、本年度からは耐震シェルターに力を入れていこうかなというふうに考えております。

その1つとして、今御説明させていただきましたパンフレットの作成、またもう1つは、今、具体には決まっておりますが、文化会館の小ホールのホワイエを利用いたしまして、そこに耐震シェルターを展示いたしまして、

実際に耐震シェルターを見ていただくことで、普及を図っていくというようなところも今、計画しておりますので、そういう意味で、耐震化、建物の耐震化そのものを進めるということは当然のことですけれども、まず人を守るという意味での耐震シェルターを推進していこうというふう考えたところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この事業については、これまでも何回も質疑もさせてもらってるんですね。耐震化するためには、当然まとまった大きなお金が要るんですね。

ただ、抜本的な耐震化やらなくても、命を守るというようなことであれば、簡易な耐震化っていうのは現実できると思うんですね。そのところをやるべきではないかっていうことをずっと主張もさせてもらってきたんですね。

今、耐震シェルターの普及ということを言われたんですが、先ほどの答弁ですと、5戸ということになりますと、もう何百という方たちは、そのままことしも耐震化せずに終わってしまうという状況になってしまうと思うんです。

目標耐震化率95%という答弁もありましたが、耐震化率、来年度どこまで持っていく計画でしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 具体的なパーセンテージの伸びというのは、計画年度の95%ということがございますので、出ておりませんが、毎年度につきましては、10件の予算を計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 10件の予算ということになりますと、10件が実際に耐震化されたと、補強されたということになると、耐震化率は何%になりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 現在78%だと思いますので、1%上がるか上がらないかというところだと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 そのレベルですと、いつ来るかわからない、わからないと言いながら、結局個人の責任に任せてしまうということになりかねないですね。耐震シェルターを備えていくっていうのも1つの方法だとは思いますが、前から強調させてもらっている簡易な耐震化、抜本的には当然ならないんだけど、当面、命を守れるという方法、これを市民の皆さんに提案するというのを検討すべきだと思いますが、各地でいろんな取り組みは行われていますが、それらの調査をしているのか。その上での今回の提案なのか。お伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 その上での提案ということでもあります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 その上での提案ということであれば、先ほど言いましたのは、調査の上での提案ということになりますので、どのような調査をされたのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 本市におきましても、段階的な耐震改修というのをあわせて進めております。

本来の耐震改修につきましては、安全度は1未満のものについて、1以上に上げるというものなんですけれども、簡易的に0.7以下のものを0.7以上に、第一段階として、それ以上にするというのもやっております。

それに基づく、伴いますいろいろな安い工法というようなものも国土交通省のほうからも提案がされておりますので、その旨の勉強のほうもさせていただいてるところもあいま

す。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 せっかくいろいろ国土交通省の案も含めて、勉強されてるということであれば、その情報をどのように伝えるかっていうことを考える必要があると思うんですね。

行政からだけの情報提供だけでは、現状変わらないと思うんです。耐震シェルターにしても、耐震化にしても、数十まで行かないというレベル。これでは何百年たっても変われへんと思うんですね。そのうち地震来てしまって、被害が出たねと。いや、想定した被害が出ちゃったねっていうふうになりかねないと思います。せめて情報提供のあり方、これ検討していくべきだと思います。

例えば、地域自治区、自治区と言われますので、簡易な工法も含めて、地域自治区を通して、地域の皆さんにしっかり伝えてもらうと。そういう方向もあるかと思うんですが、そういう検討はされているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのあたりのところ、多少手が薄いと言いましょうか、そういうところもございますので、検討してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 恐縮であります。

8款4項1目であります。都市計画総務費の中の新都市基本図の作成事業について、資料、予算書の313ページであります。

従来の基本図利用状況に伴う都市計画への反映実績と、新たに作成される基本図利用による期待するものと、この基本図に基づき、策定がされる都市計画への具現化へ向けてのお考えについて、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画への反映実績から御説明をさせていただきます。

都市計画法第14条では、都市計画は国土交通省で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によって表示するものとされており、区域区分や地域地区や都市施設等を表示しております。

このことによりまして、例えば土地に関し、権利を有する者が自己の権利に係る土地が市街化区域もしくは市街化調整区域のいずれかの地域に含まれるかが容易に判断できることとなります。

次に、基本図利用による期待であります。今回作成を予定しています基本図は、市域のうち、東三河広域連合で作成いたします都市計画区域及び準都市計画区域を除く区域、約379平方キロについて、地図レベル2,500の基本図データを作成するもので、現在、基本図データのない区域について作成するものであります。

これによりまして、市域すべての基本図データを所有することとなり、統合型GISのベースマップとして整備することが可能となります。

そして、その上に複数の部署が個別業務で利用するテーママップを重ね合わせることで、事務の効率化、情報の見える化が図られ、市民サービスの向上につながることを期待されます。

最後に、都市計画への具現化に向けての考えでございますが、先ほども御説明させていただいたとおり、今回作成する区域は、都市計画区域外でありますので、都市としての積極的な整備等、都市計画を策定する場ではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今の御答弁ですと、地図だけを利用するという理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 地図を作成いたし

まして、そのデータバックとして利用させていただくという形になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 広域連合の事業の中で、確かに航空写真というのは作成をされるということで、本市の負担もあるわけでありますが、その中で、撮った写真についてはオルソ処理をされて、つなぎをやる。

ただし、都市計画の区域については、一度つくったら10年そのままというのではなくて、更新をしていくということになっておりますので、広域連合がつくって持ち出してくる地図との更新との今後の整合性というのは、一過性でなくて、継続されていくのかどうか。その点について。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画区域につきましては、いろいろなインフラ、例えば道路等の、道路、建物等の変化が各年ごと、あるということで、広域連合におきましては、3年ごとのオルソまた6年ごとのデジタルマップということで進んでおりますけれども、都市計画区域外につきましては、道路の整備、また家屋の移動等の状況が少ないことから、現在ではちょっと未定ということになっておりますが、写真等、9年ごとに都市計画区域外は写真を撮ってまいりますので、そういうタイミングをはかりまして、社会のインフラ状況等を勘案の上、検討させていただくことになろうかと思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これで作られていくとなりますと、実は農業振興対策室にシムマップっていうのがあるというふうに、あります。現地で確認をさせてもらいましたが、それには特に農地の地籍だとか、区画であるとかというのが一目瞭然に打てば、どこの土地で、どういったとこでということがわかるわけですが、今回、例えば私の宅地がどういう境界になってる、区画になってる。面積が

どうあるのか。そこまでもやられるということでもよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今現在考えていますのは、ベースマップということで考えておりますので、その上に各担当部課がそのような構図情報であったりだとか、所有者情報であったりとかというものを上に乗せていくと。レイアウトして乗せていくという方法もまず基礎となるデータマップの作成というふうに御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 多くの資金、税金を使っただけの仕事になりますので、せつかくつくられた以上は、有効に、かつ利用できるように、また御答弁いただいたように、各課、横の連携を十分取っていただいて、生かしていただくようお願いするというので、質疑を終わります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出8款4項1目都市計画総務費、都市計画基礎調査事業、309ページです。

対前年比で増額になりましたが、理由とその目的について、伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画基礎調査につきましては、都市計画法第6条に規定されている調査でありまして、都道府県は都市計画区域についておおむね5年ごとに調査を行うものとされております。都市計画の策定と、その実施に適切に遂行するための調査であります。

また、同条第3項には、都道府県は関係市町村に対し、資料の提出のほか、必要な協力を求めることができるとされ、この条項に基づき、実施しております。

増分の理由ですが、平成28年度から新たな

5年のサイクルが開始され、初年度、平成28年度は調査区の設定、人口及び世帯規模。2年目の来年度、平成29年度になります。はD I Dの状況、建物利用状況など4項目。平成30年度は、通勤、通学移動、土地利用状況。平成31年度は、宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況が調査項目となっております。

なお、5年目の平成32年度は、愛知県で分析を行う年度となっておりますので、市が行う実態調査はございません。

このように、県から示された調査項目に従い行っており、平成28年度の調査に比べ、平成29年度は調査項目が多いということから、増額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、これ実情は県の委託事業ということですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 委託事業ではなくて、本市の事業ということでやらせていただいております。

これ本市の都市計画区域の中の都市計画を考える上での基礎調査ということでもありますので、県の要綱に従いまして、市の調査ということでさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、この結果の利用、活用ということなんです。まとまった段階では、新城市内全域についてですね、全域と言うか、これ、ごめんなさい。もとへ戻します。

調査の範囲は、市の全域ですか。市街化区域だけですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画区域ということになります。都市計画区域及び準都市計画区域ということになります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 先ほどのことですが、結果についてはですね、公表するなりして、きちっと利用できるというか、都市計画の見直し等について、活用するということによろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ホームページ等での公表のほうはしていませんけれども、都市計画の策定に当たっての基礎ということで、利用のほうはさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に行きます。

8款4項1目、都市計画総務費、新城駅南地区整備事業、311ページです。

事業内容と目的について、伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 事業内容につきましては、新城駅前広場の実施設計業務及び市道町並宮ノ西線の用地、物件補償であります。

事業目的は、当面の駅前が抱えている通勤、通学のための送迎時の混雑緩和、歩行者の安全確保や駐輪場の整備を行うものであります。

また、市道整備につきましては、大規模災害時等の緊急車両の進入路の確保等、防災面の強化を図る目的で行うものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この新城駅についてはですね、皆さん御存じのように、大型、普通の路線バスが入れないというようなことから、本来、駅本来のステーションの役割を十分果たせてないところが基本的な問題点で、課題であろうかと思うんですが、この予算の執行に当たって、課題あるいはポイントというものを検討されていたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回の駅前の暫定整備を着手させていただきましたのは、本来であれば、栄町線及び駅前広場を一体的な整備をすることによって、都市計画の目的を図

ろうということとさせていただいたところでございますけれども、一部地権者の御了解が得られない中で、進捗が図られないということとあります。

そうした中、今の駅前広場の持つさまざまな問題点、解決するために、今回その整備をさせていただいたということとあり、駅前広場、暫定整備だけでは本来目的が達成しないということもありますので、早期の栄町線の事業着手というものが大きな課題ではないかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 確認です。そうしますと、こう暫定整備ということですので、関係者の同意と課題が、課題と言うんですかね、関係者の同意が得られた、事業が進むという段階で、本来の姿に戻してやると。それは、暫定というのはあくまでも様子を見ると言うんか、一方、関係者の説得と言うのか、説明等も力を入れていくと、そういうふうに理解でよろしいのでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 建設部長のほうからも御答弁させていただいておりますとおり、地権者の御同意のほうが得られましたら、早急に都市計画法の手續に入らせていただくというような考えでおります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に移ります。

8款4項1目、都市計画総務費、暫定用途規制地域見直し事業、313ページです。

事業内容と目的について、伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 土地計画区域事業等の市街地整備を前提といたしまして、市街化区域に編入をいたしました区域について、新たに愛知県が示したガイドラインに基づき、暫定解除を行うこととし、まず地区施設がおおむね整っている城北西部地区から進めることといたしまして、地区の説明会のほうに本

年度着手したところでございます。

平成29年度は、地区の意見を集約する勉強会等の開催を予定しており、その開催支援及び都市計画手續の作成等を業務委託するものであります。

次に、目的であります、この暫定用途地域は、面的整備に備えるため、建ぺい率が30%、容積率が50%という規制を昭和47年に定めた区域であります。

線引きから40年以上が経過いたしまして、多くの建物が建てかえ時期を迎え、建築物の建てかえができない。土地の売買ができない等の不満が出始めております。

このため、この厳しい建築制限を緩和することで、建てかえや土地の流動化を促進することを目的としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 いただいた資料の中、見ていきますと、城北のほか、平井、それから石田橋向とありますが、すべてこの土地区画整理事業ですかね、これらが途中で断念に至った。白紙撤回したというふうな経緯があって、そういうところのフォローをするというような説明であったかと思うんですが、この今、申しました3カ所以外は、こう広げていくと言うか、この3カ所だけが対象であって、あと拡大するというような考え方はないわけですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 例えばこの暫定用途が引かれてる、かかっているところにつきましては、委員御指摘のとおり、3カ所ということになりますので、その3カ所しかないということで御理解願いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出、8款4項1目都市計画総務費、新城駅南地区整備事業、311ペー

ジですけど、委託料の内容のほうは、ただいまの山崎委員ので大体把握いたしましたけど、今回のこの予算で、全体的の、全体計画のどの程度の進捗率が来年度で図られるのか、お伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 来年度の進捗率ということでございますけれども、物件補償等については、来年度おおむね、JRを除きまして、おおむね完了する予定であります。

最終年度は、平成32年ということで、今、考えておりますので、それに向けて、着実に進捗を図っているところでございます。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、8款4項1目、都市計画総務費、都市計画基礎調査事業、ページ数は309でございます。

先ほど、山口委員、また山崎委員の中での再質疑的にはなるかと思っておりますけども、改めてお願いいたします。

委託料が計上されておりますけども、業務内容と委託先は。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 基礎調査の業務内容につきましては、愛知県都市計画基礎調査要領に基づき、平成29年度につきましては、人口及び世帯規模、D I Dの状況、建物利用状況及び地区別新築状況調査となります。

委託先につきましては、建設コンサルタント登録業者の中から指名実績等を考慮いたしまして、選定してまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 この基礎調査を行う、これ県から委託というような形になっておるかなと思うんですけども、この調査の成果って言うか、このこれをどのように使っていくのか

っていう業務的なことをお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほど、山崎委員にもお答えをさせていただいたとおり、この事業につきましては、県の委託業務ではなくて、市の単独事業ということで、それは御理解願いたいと思います。

これからの利用状況ということでございますけれども、都市計画を行う場というものが年々、年々いろいろ変わってこようかと思っております。

例えば、議会のほうからもお話をされております線引きの問題とか、そういうもの等も当然検討していく中の基礎データとこういうはかった調査をいたしました基礎データをもとに、そういう線引き等の話もそういう中で話をしていく。

また、都市計画道路見直し等についてのこういうデータの中から、そういうところを検討していくというようなこともさせていただいてるところでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 都市計画の基礎調査ということですので、今、言われたようなことかなと思うんですけども、今後の作業していく中で、図面、成果をいかに生かしていくかっていうことが大事だと思うんですけども、線引きの基礎調査資料にも使うということですけども、当然、過去の都市計画図って言うか、都市計画の区域、区分についてもある程度の私の一般質問をさせていただいたんですけども、この調査を行う上によって、変更と言うか、ある程度の調査データによって新都市の将来を変えていくって言うか、都市計画の基礎的などところを見直していくことでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 基礎調査の結果から、都市計画の場、都市計画を实践する場というものが変更するというような状況が見え

てきたときには、そういう状況になろうかと思えます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それじゃあ、続きまして、同じく8款4項1目、都市計画総務費でございます。新都市の基本図作成事業でございます。ページ数は313です。

これも山口委員の質疑でおおむね理解はいたしましたけど、改めて再度確認させていただきます。

委託料が計上されておりますけども、どこにどのような作業を委託するのかということでございます。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 基本図作成業務の作業内容につきましては、新都市域のうち、都市計画区域及び準都市計画区域を除きます379平方キロについて、東三河広域連合が作成いたしました航空写真撮影成果をもとに、地図レベル2,500の基本図を作成する業務であります。

委託先ですけれども、作業範囲が約379平方キロと広大であるため、航空測量、図面の業種に登録のある業者で、作業内容に精通するとともに、十分な経験を有する監理技術者や照査技術者が適切に配置されており、かつ厳格な情報管理及び品質管理の資格を有する業者の中から選定してまいりたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 都市計画区域内って言うのは、広域連合に委託して、答弁によると、それ以外の区域、約379平方キロメートルという、膨大な市域を航空写真を使ってデジタルマップをつくっていくのかなと思うんですけども、やっぱりこれだけこの大きな今年度の予算でも1億6,200万円余の予算を計上して、またこれも先ほどの答弁から聞いてると、定期的な作業ということで、ある程度年数たつとまた行っていくってということで、非常に

大きな税金を使っていく作業でございます。この成果をですね、でき上がったものが、市民がいかん、どのように利用されているのか。

また、費用対効果ではありませんけども、これだけの多くの予算を使って、市民がこれを、つくった資料をどのように使って、使うのかということをお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほどの山口委員の御答弁にもさせていただいたとおり、まず今回作成させていただきます基本図データというのは、まず図面でもベースマップということで、そのベースマップの整備ということになります。

その上に、各課いろいろな部署が持ってますテーママップ、例えば先ほどのお話で行きますと、公図であったりだとか、道路情報であったりだとか、用地情報であったりだとか、税情報、家屋情報、それらのものを載せていくということで、素早い検索ができるということが一番大きいものではないかなと。

図面上で示すことができるということで、計算が早くなるというふうなこともできるかなというふうに思います。

また、災害面等を考えたときに、道路標示やなんかも押さえておりますので、個別集落等への迂回路の早期の発見であったりだとか、そういう面にも見えてきますし、大規模な山崩れ等があった場合に、今回持っております図面は、当然のことながら座標点を持った図面ということになりますので、復旧に対しては、座標点が現地に落とすことができるものですから、そういう面での復旧ということからも、十分な活用ができるのではないかなというふうに考えておるところであります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 改めて再確認ですけども、ということは、過去、合併以来、3市町村の例えば地図にしても、いろんなものが別々にあったものを、もう今回すべて一元化して、

どの庁内各課が共通して、いろんなデータをもとに、市民サービスにつながっていくというような形で考えているっていうことでよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのためのデータとベースマップづくりというふうに位置づけております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 8款4項3目の震災対策費、住宅耐震化促進事業、ページ数が315ページ。

白井委員の質疑でも少しは理解をすることでですけども、質疑をします。

パンフレット作成で、その効果をどのように目指すのか。お願いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 平成27年10月に、平成14年度以降に耐震診断を実施いたしました、耐震性のない家屋所有者1,500人を対象にアンケート調査を実施いたしました。

有効回答率は48%でありましたが、その結果を見ますと、耐震シェルターの認知度が23%と低いことがわかりました。

このため、耐震改修費よりも費用負担の少ない耐震シェルターの普及を促進するため、パンフレットを作成し、耐震性のない家屋所有者に対し、送付するとともに、ローラー作戦等で周知を図ってまいることによりまして、人の被害等を、人的被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今、送付をしていくという形で考えているということですけども、今、何部パンフレットを、作成を考えてみえるのか。どういう形で送付、先ほどローラーということも言われたんですけども、どういう形で行っていかれるのか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 5000部ほどつくらせていただくと。パンフレットは、5000部つくらせていただくということで考えております。

ローラー作戦ですけれども、あと耐震診断のまだローラー作戦が回ってないところが何地区かございます。その地区を本年度、最終的に回らせていただきますと、全地区、一応ローラー作戦のほうは完了したという形になるかと思えますけれども、まだ回ってないところを来年度は最終的に回らせていただくというような形を考えております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、8款土木費の質疑を終了します。

続いて、歳出、9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 9款1項3目、災害対策費、防災資機材等整備事業、333ページです。

消耗品費について、何を予定されているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 防災資機材等整備事業の消耗品につきましては、その大半が災害用備蓄食糧となります。

主な備蓄品としましては、アルファ米、パン缶、ビスケット、飲料水、粉ミルク、哺乳瓶など、備蓄計画をもとに、期限到来に伴う更新を行うものです。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 次、9款1項3目、災害対策費、孤立可能性集落対策事業として、ページ、333ページです。

委託料（資産形成分）とは何でございましょうか。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 孤立可能性集落対策事業としましては、災害等、緊急時のヘリポートを整備することが主な事業となります。

平成23年度より、年に1カ所のペースで整備を進めてまいりましたが、平成27年度に5カ所目を整備してからは、集落の立地条件などにより、候補地の選定に時間を要しているのが現状となっております。

現在、作手地区へ整備するよう、候補地の選定、協議を地区の方をお願いして進めております。

平成29年度には、その検討結果をもとに、選定された場所の現地測量を実施するものとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 作手地区が完了すると、これで市内一円で孤立可能集落については、すべてと言いますか、完璧にフォローできるようになるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 おっしゃった意見なんですけど、孤立可能性集落のほうは、まだまだございますので、引き続き、地区とも相談しながら、整備のほうを進めていきたいとは思っております。

当初の計画としては、10カ所ということですが、要望等も踏まえて、意見を聞きながら、可能性を探りながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 市内で安全に暮らせるように、孤立集落がないように、よろしく手配のほうをお願いしたいと思います。

次に、9款1項3目、災害対策費、防災ボランティア活動事業、ページ、337ページ。

防災ボランティア活動事業の内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 防災ボランティア活動事業としましては、災害時にボランティアの受け入れ、活動支援を行う防災ボランティア支援本部の円滑な運営や各地域での自主的な避難所運営が実施できるように、市民を対象とした防災ボランティアコーディネーター養成講座を実施しています。

また、防災ボランティアコーディネーター資格取得後も、知識や技術が最新の状態で保たれるよう、フォローアップ講座や演習訓練などを実施しております。

平成29年度は、防災ボランティアコーディネーター養成講座と防災ボランティアの訓練会などを行うものです。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 ありがとうございます。

防災ボランティアコーディネーターの件ですが、自治区等で、各々の防災ボランティアの担当者に研修に行くというような話が出てくるわけですが、予算的には非常に少ないように思われるが、それで対応できるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 今回の、予算の内訳としましては、ボランティアコーディネーターの養成講座ということで、講師の派遣に対する経費と、訓練会の、消耗品と言うのか、事務用品等を計画させております。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 わかりました。防災ボランティアコーディネーターにつきましては、新しい形で地域自治区のほうも何か動いてるようなふう感じられます。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 9款1項2目、非常備消防費、消防団員福利厚生・研修事業、331ペー

ジです。

事業内容と参加者、目的について、伺います。

○丸山隆弘委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 事業内容と参加者及び目的につきましては、消防団員が参加する研修事業といたしまして、愛知県消防学校で開講される階級に応じた課程に入校をし、知識及び技術の向上を図り、もって消防団組織力の強化に努めるためのものであります。

平成29年度は、3つの研修課程に各2名の合計6名が入校を計画しております。

1つは、おおむね3年以上の経験を有した団員を対象とする警防・機関科の課程で、主に災害現場で中核的な活動遂行力を養うものであります。

次は、部長の階級に当たる団員を対象とする現場指揮課程で、主に現場指揮能力の向上と安全管理に関する知識、及び技術を深め、自主防災組織等への指導力を養うものであります。

最後は、分団長の職にある団員を対象とする分団長指揮課程で、主に分団の指揮者として、その管理運営と効果的な活動実践能力を養うものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 私はですね、この特に福利厚生の方に重点置いて、今、伺おうと思ってたところなんですけど、そして入団された団員の方がいろんな技術研修する。これは当然と言うか、だと思っんですけども、団員の方がこう、お互い詰所に週末寄って情報交換と言うか、何かこう、おしゃべりしたり、何かちょっとした軽スポーツをやったりする姿を見かけるわけなんですけれども、そうした消防団員の方にですね、こう福利厚生面で、この研修すると言うんですかね、事業というのは、メニューとしては用意されていないんですか。伺います。

○丸山隆弘委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 現在の団員に対する福利厚生に関しましては、本市の財政実情、それと今後の見通しの中、消防団員の福利厚生等の処遇改善は欠かすことのできない必要経費と考えております。

具体的には、消防団に係る設備や車両の計画的な更新に加え、災害現場における装備の充実化を継続的に行うものと考えております。

また、消防団員の災害出動や訓練等で、積極的に参加をされておりますが、活動補償につきましても、さらなる充実を加え、公的な補償はもとより、公益法人等が制度する社会共済制度等で積極的にそれらを活用をし、消防団員の福利厚生に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 再質疑させていただきますが、福利厚生に関連してですけれども、消防団員の方が地域の中では、ある意味お祭り青年になっていくような形で、地域の支える若者と言うんですかね、地域の若者になってるわけなんですけれども、なかなか入団と言うか、誘いに行っても、断られるケースが多いと。

そういう中でですね、やはり現実、私も聞いたんですけども、消防団員の若い人の方には、かなり未婚の方が多いわけですね。実際言って。結婚したいんですけども、できないというような方が結構多いわけですね。

親、いろいろ聞いてみると、もう一步聞いてみると、やっぱり消防団に入ると、そうした結婚とか、いろいろそういう面で、できにくくなるから入らんほうがええよと。親がなかなか非協力的だというような話もこう伺っておるわけですね。実際面で聞いてみてですね。

ゆえに、そういったこの福利厚生と言うか、こういう部分をきちっとケアしていかないと、

今後この新城のこういう地域においては、消防団員の方のこの必要性と言うか、重要性はもう皆さんわかっていることだと思うんですけども、これをずっと持続可能にしていくためには、やはりその部分にもこう踏み込んでいかないと、このだんだん団員になる方が減ってくるように私は思うんですけども、その辺こう危機感と言うのか、そういうような検討をされたことはないわけですか。伺います。

○丸山隆弘委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 今、言われた件につきましては、消防本部としても具体的な原因を追求していきますと、やはり消防団員がサラリーマン化していくよというような形が挙げられております。

消防本部としても、具体的な施策として、4点ほど考えております。

これに関しては、雇用する側への働きかけ、消防団員の雇用する側の理解と協力体制を、協力を求め、消防団員の活動環境の改善に努めていきたいなど。

2点目としては、家族への働きかけということで、現在ですね、東三河の各町村が連携をして施行されているほの国消防団応援事業所と、それに加え、平成28年度からは、愛知消防団運営事業所が施行され、消防団員のみならず、家族に対しても、地域を挙げて一定の処遇改善に努めてまいっております。

3点目としては、先ほどもちょっと話をしたように、消防団員の処遇改善というところで、消防団員の報酬や活動交付金を継続支給するため、予算の確保に努め、さらなる処遇改善を努めていく考えであります。

4点目として、これはまだ案なんですけど、将来の消防団員の育成ということで、地域の家庭に対し、消防団に対する意識改革を図る施策の一環として、未来の消防団育成事業（案）、まだ案ですが、を立ち上げて、中学生や小学生から中学生、高校生も取り込んだ

消防団の体験や消防団の講習会などを考えて、消防団員の周知度を行って、未来の消防団員の育成につなげていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 一定、趣旨はわかりましたが、私の一番言いたいところは、例えばですね、この福利厚生という観点で、元気なですね、消防団のOBの方もおられるわけですね。そういった方と、じゃあ現役の消防団の方が交流するかって言うと、なかなか現実的には、そういうことはないわけですね。たまにお祭りだとか、そういったところで交流したりという、指導したりということは、指導と言うんですかね、話し合いということはあるんですけど、なかなか日常的にそういうOBの方が現役の方と交流する、話すということもないわけなんで、そこが分離されているという実情があるわけです。

そういう点も踏まえて、交流の場というようなことから、特に最後のほうで言われておりました子供を次の未来の消防団員にということはあるんですけども、具体的に、先ほど申しましたように、このなかなか消防団で入って、この間の一畝田の火事なんかでも、朝11時過ぎから、最後、近くの方なんかは3時、4時、3時ぐらいまでですかね、警戒しとずっと待ってるという、現場におる。とどまっているというようなことで、各地区でも同じようなことだと思うんです。消防団員の方は、そうすると、なかなか現実的に見て、そういう出会いの場と言うか、結婚するというようなことが、所帯持つってということが現実の社会の中で非常に難しくなっていることがあります。私もそういうふうに事実、そういう方に聞いて思ったんですが、そこでこの福利厚生の中で、消防団員の方専用と言うか、消防団員を対象にしたですね、婚活事業というものをやっていくような考え方はないか、伺います。

○丸山隆弘委員長 答弁者に求めます。

消防団員福利厚生・研修事業に関して、質疑をしておりますので、答弁をお願いいたします。

山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 今現在のところは、そのような考えはございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 同じく、9款1項2目非常備消防費、消防団の福利厚生・研修事業でございます。ページ数は、331ページでございます。

前の山崎委員のおおむね理解はしておるんですけど、再度確認でございます。

年々減少している消防団員非常に消防団員確保は、本当に私も大切だなと思っております。

その中で、福利厚生的な面の管理運営上の費用と思われましても、これが前年度予算より減額しております。その主な要因をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 前年度予算に対して、減額している要因につきましてではありますが、退団する消防団員に対して支給する退職報償金の減額が大きな要因であります。

この減額につきましては、今年度、新たな取り組みとして、当該予算編成時に、あらかじめ分団各班で退団団員の見込み数の調査を行い、その集計結果と過去の実績を勘案し、算出したため、より現実的な予算額として、前年度予算額を減額する結果となったものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 理解いたしました。退団する消防団の報奨金、その関係の減額というこ

とでございますけれども、ただ消防団員、本当に年々これ減少しているのは実態であります。地域を守るのは、やっぱり消防団でありますし、私自身もこの消防団に対する福利厚生っていうのは非常に大切な。一概に言って、皆さん若い方々が消防団にぜひ入っていただくためにもですね、この福利厚生という中で、さっき課長のほうが言われたように、4つの大事な点があると言われております。ぜひこの処遇改善の部分、3番目に言われた処遇改善の部分です、今後もぜひ向上のためにということをお願いしたいと思います。意見でございます。これは。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 村田康助委員の災害対策費の消耗品ということで、期限切れに近づいた食料の備蓄更新ということですが、一遍ちょっと確認したいんですけど、赤ちゃん用のミルクですね、これ災害時にかなり困る。粉ミルクで粉だけあってもきれいな水、消毒、哺乳瓶等ができないというようなことで困って、先の熊本地震でのですね、フィンランドから大量の液体ミルクが送られてきて、乳飲み子助かったっていう話なんですけども、また国のほうが、厚生労働省のほうが液体ミルクについての認可をされてないで、国内では販売が難しいっていうような状況なんですけども、その辺の今後やっぱり備蓄品として、この液体ミルクの有用性は証明されておりますので、その辺の認可状況とか、その辺についての情報もつかんでるのか。それは将来的には液体ミルクは備蓄する方向を検討されてるとか、その辺についていかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 粉ミルクについては、今おっしゃっていただいたとおり、熊本

地震ですとか、過去のを踏まえて、いろんな避難者の方がみえるもんですから、対応していかなければいけないかなというところなんですけども、実際のところ、大変申しわけございません。粉ミルクのところ、液体だとか、そんなところが、十分まだ精査しておりませんので、今後検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、9款消防費の質疑を終了します。

続いて、歳出、10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 10款2項小学校費、349ページになりますが、今回、小学校費ということで質疑させていただきますが、小学校に限らず、実際、中学校も、先生の長時間の在校時間というのが多いなど、ずっと思いながら、何とかできないものかということで、校長先生と話をしたりとかしてきましたが、現実はなかなか難しいよという状況だったんですが、最近、国を挙げてですね、働き方改革っていうことになってきて、新城にも、教員の方たちにも働き方改革というのが求められてきたのかなという状況になってきて、歓迎しているところなんですけど、来年度以降、教員の長時間勤務改善のための働き方改革、具体的にどのように検討されているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 御質疑いただきました小学校費については、教員の長時間勤務改善のための働き方改革の予算は、計上はされておられません。

ただ、今おっしゃられたように、このような教員の在校時間の長時間化につきましては、

非常に重要な課題となっております。そういう認識をしております。

今後につきましては、実態把握をいたしまして、業務、行事等の精選、そして教員の意識改革を図っていくなどして、働き方改革を進めていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 以前、教員の長時間勤務ということで、相談させていただいたこともあってですね、個々に、校長先生に話をしてもですね、現状わかるけど何ともならんよねという状況がありました。

しかし、最近の動き見ていると、具体的な方向に動いているというのがあります。できないと言うより、小学校、中学校の教員の皆さんを、例えば何時までに終わらせようという大前提を持って働き改革をしていかないですね、無理だからというところで議論すると、恐らく改善できないと思いますので、目指すところをしっかりと置いて、改革に取り組んでいただけるのかどうか。そのような前提のところですね、徐々にやっっていこうということなのか、目指すべきものを明らかにして、その上で対応しようとしているのか。その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員に申し上げます。

予算審査に沿って、質疑をお願いいたします。

再度質疑をお願いします。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 予算審査とどう違うんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 質疑に入ってください。

○白井倫啓委員 いや、だからどう違うのか。今の質疑のとおりになってしまいますので、先ほどの質疑はなぜ予算審査でないのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 質疑に入ってください。

白井倫啓委員、質疑してください。よろしいですか。

○白井倫啓委員 先ほど以上のことはできないんで、それが違うという理由をお願いします。

○丸山隆弘委員長 質疑通告におきましては、教員の長時間勤務改善のための働き方改革ということになっておりますので、それに沿った質疑をお願いします。よろしくをお願いします。

○白井倫啓委員 そのように質疑しましたので、先ほど質疑を。

○丸山隆弘委員長 再確認するんでしたら、質疑はまたお願いします。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 予算審査っていうのは、予算全体の流れをすべて含めて予算審査という認識でおりますので、質疑させていただいておるんですが、長時間勤務の改善のためには、前提が大事だというふうに思っています。どうに改善していくかという大きな目標を持っていれば、それに向けていろんな障害を乗り越える。それを改善する具体的な方向出てくると思いますので、具体的なところで、どういう前提を持って働き方改革に取り組んでいられるのか。その点をはっきりしているのであれば、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 どのように具体的に改善をしていくかということですが、今、実際に、時間を設定いたしまして、8時をめぐりに下校をする、下校と言うか、下校する、というような取り組みをしている学校もあります。

もしも8時をその学校ですと、過ぎた場合は、どうしても、例えば年度末だとか年度初め等で業務が重なってきた場合につきましては、事前に管理職に話をして、それで認めてもらっていくというような形を進めていこうと今しているところでございます。

そういったような学校の具体的な事例を、校長会議等でも事例として取り上げまして、そういう意識を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

10款3項中学校費、355ページになります。これも中学校全体の運営という点で、予算審査の中での質疑でさせていただきますが、千郷中学校における事案が調停不調になっているという、これ市民に対して、調停を起こして、それが不調になり、もう2年に近くなってしまうという状況になっています。市民自治を目指す新城市にとって、ゆゆしき事態だなという思いでおりますが、その後、解決のために、どのように動こうとしているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 御質疑いただきました件については、予算につきましては計上しておりません。

その解決のための対策ということですが、調停が不成立になりました以後は、話し合いの場を持っておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 話し合いの場を持ってないというのは、大問題だと思うんですね。いつまでもほうっておける問題ではないんです。現実問題として、中学校では何とかしたいと、何とかしてほしいという状況になってるんですね。

調停をこの議会でも起こすというようなことで議案が出されたときがありました。行政としては、もうこれしかないんだと、解決はここしかないんだということで、調停に入ってたと思うんですね。当然、議会の議決がありましたので、議会の責任も当然あるわけなんです。そのときも僕はまだ話し合いが前

提がないとだめではないのかということは何回も議論をさせてもらったんですが、いまだにと言いますか、調停が不調になってから何も話をしていない。

そうしますと、中学校のこれから校長先生もかわっていくと思いますが、そのたびに市民の方とのこの問題、どうしようかという、悩まれて、延々とそれが続いていくという状況になります。どこかでこの方向をはっきりさせないと、来年度以降、予算は組んでいないと言われてましたが、逆に予算が必要なこともあると思うんです。解決のためには、なぜこの問題について解決の方向を検討しないのか。しなかったのか。お伺いします。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 今、委員が言われるように、平成27年度に調停の申し立てをいたしました。

調停の場におきましては、市としての対応できることについて御説明させていただきまして、相手方の関係修復を図りたいということで行ったもので、その結果が不成立となったわけですが、現在のところ、それ以上の解決策が見当たらないというのが現状であります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 解決策が見当たらないのではなくて、解決しようとする意思がないのではないかと思うんですね。

この件については、市民の方、御本人と僕も何回も話をしました。

その話した内容を何回も教育委員会にも伝えました。

具体的に、こうしてくれということまで提案しました。

しかし、現実はそのようになっていない。

これは教育を預かっている教育委員会にとって、非常に問題でもあると思うんです。市民に対して納得してもらおうという努力、これがある意味放棄してしまっていると思うんで

す。来年度以降どうするのか。これ解決しないと、中学校の部活にも影響してるんですよ。子供たちが思いっきり部活もできない状況を放置してるっていう、これを解決しないと、要は本気でその人たちに話をしないとだめだと思うんです。予算が必要なら予算も組んで来年度以降やるべきだと思います。

ですから、今回の予算措置おかしいと思うんです。なぜそういうことまで含んで、踏み込んでやらなかったのか。そこまでの検討をしないという理由は、もうあきらめたということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 予算には計上してないということではありますが、あきらめたということではありませんが、先ほど御説明させていただいたように、今のところ解決策が見当たらないというところでもあります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 解決策が見当たらないのではなくて、話もしてないんだから解決策出てくるわけないと思うんです。解決するためにはどうするかって一番簡単なんです。相手のところに行って、相手が何を怒っているのか。何で行政に対して不信を持っているのか。ここをはっきりさせるだけじゃないですか。それをやる努力を放棄してしまえば、もう解決策は出てこないです。解決策はそこにしかないんです。映画なんかでも言いますが、現場に解決があるんです。現場に来年度以降、足を延ばすことが必要だと思います。必要な予算措置をするべきだと思います。どのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 答弁者に求めます。

来年度の予算措置上の考え方について、答弁をお願いしたいと思います。

林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 来年度につきましては、現在、予算計上しておりません。必要になりましたら、対応のほうしていきたいと

思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願いします。

10款6項2目であります。体育施設費の鬼久保ふれあい広場の管理事業であります。予算書389ページです。

平成28年12月定例会第90号議案当年一般会計補正予算（第3号）において、トラクター芝刈り機購入により、施設管理の充実を期すべく方向が示されたわけであります。

さらに、ここではお示しをしておりますが、395ページには、テニスコートの改修ってような部分も載っておりますが、別途提起されております。

これらに鑑みて、施設利用も見込まれるということの議案説明であったというふうに記憶しておりますので、テニスコート並びに他施設の過年度利用実績と改修後の利用見込み予想数値についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 今回、鬼久保ふれあい広場の修繕をお願いするテニスコートは、ハードコートであります。コート面の凹凸やクラックが入り、プレーする上で非常に危険な状態で、6面が使用できない状況となっております。

テニスコート6面のうち、3面を平成29年度の観光施設費等補助事業により、人工芝に改修することで、テニスの利用のみならず、全国的に不足しているフットサルコートとしても併用して利用できるため、フットサルを行う若者の利用やプール、体育館、芝生広場などの利用増を見込んでおります。

過年度利用実績でございますが、施設全体の利用者は、平成12年度の約6万6000人をピークに減少し、平成28年12月末現在でございますけど、利用者数は約3万7500人となっております。

改修後の利用見込みは、現在、利用可能なテニスコート4面の平成28年度利用実績では2,300人で、改修後におきましては、ふえた面数分の利用者増を見込んでおります。

また、テニスコート利用者及びその家族により、その他の施設の利用がふえることを期待しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、続いて10款6項2目にまいります。体育施設費、ふれあいパークほうらい管理事業であります。予算書391ページ。

期待される成果についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 現在、ふれあいパークの緑地管理は、施設管理人業務として、1名が施設利用時における管理時間内に草刈り作業や清掃作業を行っております。

草が繁茂する夏の時期やイベント前の集中的な草刈り等による施設の環境整備を図るものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款1項3目、教育指導費、語学教育事業、341ページです。

9万円と小額なんですけど、事業内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 小学生を対象といたしましたイングリッシュチャレンジと中学生を対象といたしましたイングリッシュキャンプに必要な経費を挙げております。

イングリッシュチャレンジは、小学生が学校以外で楽しく英語を学ぶことを目的として、来年度から実施する予定でございます。

イングリッシュキャンプは、中学生が外国人留学生や外国語指導助手とともに活動する

ことで、実践的でネイティブな英語を体験できる機会となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これ見ると、大半が報償費ということで計上されとるわけですが、基本的にはそういう理解でよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 今、言われたように、イングリッシュキャンプにおきましては、講師の謝金という形で計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これどういう形でやるのかよくわかりませんが、全校対象にしてやる講師の報酬額に、報奨額にしては、ちょっと余りに小額なように思うんですが、これ具体的に市内の全小学校、中学校を対象にして、これずっとこれやるわけですか。1回限りのものですか。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 全市内の小中学生を対象としてやるものです。

イングリッシュチャレンジも1回、そしてイングリッシュキャンプも1回やる予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 各学校でやるのではなくて、どこかに集めてやるという格好になるわけですか。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 はい、そのような予定でございます。一応、今のところ予定しているところについて申し上げます。

イングリッシュチャレンジにつきましては、ちさと館で行いたいと思っております。

それから、イングリッシュキャンプにつきましては、県民の森で行いたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に行きます。

10款1項3目、教育指導費、英語講師派遣事業、343ページです。

事業内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 外国人指導助手を各小中学校に派遣するために必要な経費でございます。

小学校の中学年は、各学級、年間4時間、高学年は各学級、年間14時間、中学校は各学級、年間10時間を派遣を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 代表質問でもちょっと伺ったんですが、取り上げたんですが、次期学習指導要領ということで、もうそろそろ来年度と言うか、平成29年度から各学校でそれぞれ英語教育に取り組むわけなんですけれども、それとの関係で、どういうふうになるのか。その辺の配慮というのは、この中に、この予算に計上してあるわけですか。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 以前よりも少しふやした形にはなってると思います。

ただし、実際に英語を教える者は、小学校で申し上げますと、担任が基本という形になります。

したがって、外国語指導助手が来たときに、綿密に打ち合わせをしてノウハウを学びながら実際の授業を行っていくと。そういったようなスタイルで進むものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、今、学校現場でいろいろ聞いても、まだこの英語の教師、講師の方、大体固定していて、何かこう、せっかくアライアンス云々やってやるのであれば、

もう少しこの派遣の内容等を工夫されたほうがいいようにも思うんですけども、これまでで十分この成果は出ると言うか、一定の効果あると言うか、十分見直す必要はないというような考え方で、この予算を計上されるんですか。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 以前、一度、昨年度、一昨年度、平成26年度ですかね、その終わりに一度見直しをいたしまして、少しでも時間数を上げるという方向で、見直しを1回しました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 代表質問のときにでもですね、ちょっと指摘させていただいたんですけども、教育委員会サイドでは、こう新城の新しい取り組みであり、こう新城の子供たちは英語が堪能だみたいなお話でしたけれども、東三河の中で考えてみても、そう評価高くないんですよ、全体的に見ると。こう何か自画自賛しとるような気がして仕方がありませんので、この英語教育なり、この語学教育っていうものについては、ちょっと抜本的なこの見直しと言うか、評価、外部評価等も取り入れてですね、きちっとやっていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

10款2項1目、学校管理費、木の香る学校づくり推進事業、353ページです。

事業内容並びに経過と当該年度の位置づけについて伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 木の香る学校づくり推進事業につきましては、木製机、いす、345セットの購入と木製机天板、132枚の更新を行うものです。

この事業は、児童に木製の机、いすを使用させて、物を大切にすることを育ませ、また木のぬくもりにふれることで、感受性を高める

ということを目的としまして、県材を使用した児童用机、いすの購入を行う事業であります。

平成22年度から平成30年度までの計画で、各小学校に順次整備しているところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 このそうすると、平成30年度、あと2カ年で終わるよということで、8年かけてやってきて、最後から1年前の事業ということなんですが、現在までに達成された率と言うか、今回345ってかなりの数字だと思うんですけども、全体の中では。どのぐらい進捗と言うか、進んできているわけですか。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 平成29年度につきましては、新城小学校、千郷小学校、庭野小学校に木製の机、いす。天板の更新については、東郷西、八名小学校、鳳来中部小学校を予定しておりますが、平成30年度、翌年度につきましては、まだ未整備な新城小学校、千郷小学校、東陽小学校を予定しております、平成30年度におきまして、全学校に木製の机が渡る形になります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、平成30年度の時点で事業が完了した時点で、すべての小中学校の机がこのかわる、入れかわるということですか。これにかわるということですか。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 平成30年度におきましては、一通り市内の小学校におきましては、机が新しくなるということでもあります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 再度確認ですが、この机そのものについては均一と言うか、同じ物なんですか。デザインとか、そういったものは、全く同じ物を全校にやっているのか。それと

も学校ごとに、学校ごとと言うか、ある程度違いがあるわけですか。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 基本的には、同じタイプの物であります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 基本的にはということは、要するにある分、例外的には、要するに異なるところがあるということですか。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 今、基本的にはということですか、いす、机につきまして、タイプについて、標準的なタイプでございます。

発注する場合におきまして、業者によって多少、微妙に違う場合もありますので、基本的には、原則は同じ形になっているかと思えます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に行きます。

10款2項2目、教育振興費、情報教育推進事業、353ページです。

事業内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 情報教育推進事業につきましては、小学校にありますパソコン教室の整備を行うもので、更新時期を迎えましたデスクトップパソコンを順次ノートパソコン型タブレットに更新するとともに、電子黒板の導入を予定しているものでございます。

平成29年度におきましては、鳳来寺小学校、黄柳川小学校、鳳来東小学校の3校を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 実際このICT関係、こういうのに力を入れるというふうに教育方針の中でも示されておったわけですがけれども、これも情報教育ですね、この推進についても、ちょっと何かそうやって言われる割には、方針の中で示しておる割には、予算なりが小額

であって、また進捗も非常にスローなようなふうに思うんですけども、その辺について、こう導入の力を入れていくよと、この情報教育に、力を入れていくよという教育方針で示されたわけなんですけれども、担当課として、従来よりももう少し上乘せして、これ事業しっかりしていくんだという、そういうふうな検討をされたことはありますか。伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 この事業につきましては、一応、来年度、先ほど申し上げました3校をもちまして、一通り、更新が終わりまして、ノート型タブレットに更新されるということになります。

予算、金額が少ないということですが、賃借料ということで、予算を計上しております。

そして、ほかの学校にも現在タブレットのパソコンの賃借を契約が進んで、契約しておりますので、その分も含めた予算となっております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 同じようなことなんですけれども、この情報教育って言うんですかね、これは各もう子供たちは、この携帯にしる、こう機材についてはなれておるわけですね、非常に。

学校の機材来ると、もう前近代的な機材がこう、でやるというようなことで、非常に落差があるわけですね。古い機材であったりとか。

それから、具体的に申しますと、例えばある小学校でカメラ等が古くなって、非常に写りが悪かったり、使い勝手が悪いというようなことで、申請しても、なかなか買えない。自治区予算で買ったりっていうようなことも伺いましたが、もう少しこの辺についてはしっかり検討していただいて、実態に即したものをやっていただかないと、子供たちのこの教育に力を入れているよと言う割には、機材だとか、そういうところに見て、お粗末なこ

う現実というものが実際の現場でありますので、その辺については十分気をつけてやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

10款3項2目、これも同じことです。中学校のことになりますが、359ページです。

事業内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 この事業につきましても、小学校と同様の事業であります。

来年、平成29年度におきましては、東郷中学校、八名中学校、作手中学校の更新を予定しております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これも同様です。やっぱりこういう情報教育と言うか、ITC関係にですね、こういうものにやっぱり新城の子供たちは、やっぱり強いよと。習熟しているよというような形の評価が得られるような教育を推進して行ってほしいと思います。

金がないとか、いろいろ要望に行ったときに、よう言われるそうなんですけれども、工夫することによって、こういうことは達成できると思いますので、特に中学校ぐらいになると、その辺、非常に敏感ですので、きちっとやっていただきたいというふうに思います。

これは基本的に小学校のことと同じですので、次に移ります。

10款5項3目、文化財保護費、鳳来寺山自然科学博物館運営事業、377ページです。

市の鳥、ブッポウソウの取り組みについて伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤文化課参事。

○加藤貞亨文化課参事 市の鳥である「声の仏法僧」こと、コノハズクへの取り組みにつきましては、春の飛来、繁殖時期に鳴き声による生息調査と冬季の巣箱の利用状況調査を行います。

具体的には、コノハズクが飛来する4月下旬から6月にかけて、夜間の鳴き声調査を行

います。

新城市内には、過去の調査で生息が確認されている場所が複数あります。鳳来寺山を初め、生息地に安定的に飛来しているのか、継続的な調査を行ってまいります。

また、コノハズクは繁殖に木の洞を利用することから、そのかわりになるものとしまして、鳳来寺山周辺へ巣箱の設置を進めてきました。実際に利用されたかどうかを繁殖行動に影響のない冬季に継続的に追跡調査を行っていきます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 加藤館長がいろいろ努力されてる。よくわかりますが、これは、コノハズク自体は県の鳥でもあるわけですね。ゆえにこの生息調査については、ある程度、県のほうのそういった関係の事業費ですね、県と一緒に調査するだとか、そういう、もうこれだけ少なくなってきて、鳴く年と鳴かない年があったりするということですので、きちっとした大がかりなこの一帯の、もともと県でも、県の鳥に指定する際には、鳳来寺山で鳴くブッポウソウということで、ある程度そこが震源地と言うか、提案になったわけですので、あの一帯、奥三河のですね、鳳来寺山を中心にした奥三河のこのブッポウソウの生息と言うんですか、そういう調査をきちっとしたほうがいように思うんですが、その辺の検討は、されたことはございませんか。伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤文化課参事。

○加藤貞亨文化課参事 平成9年に県全域の調査を県とともに行いまして、数年間行いました。その実績の調査に、結果につきましては、報告をしております。

その後ですが、この鳳来寺山自然科学博物館を中心として、博物館のボランティアの方、地元の方たちとともに、その後、毎年継続した調査を行っています。

最近につきましては、情報の提供は、県の

ほうには行っておりませんが、今後その辺のところも考えていきたいというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 時折、コノハズクがガラスに夜ぶつかって脳震盪を起こして、それを保護したというようなことが新聞に載ったり、またするわけですけれども、愛知県の場合だと、弥富野鳥園があって、そこには集約されるということなんです、とりわけこのブッポウソウ、コノハズクについてはですね、新城市の鳥ということで、5周年記念に決めたということ、制定したということなんです、そういうような意味も踏まえて、鳳来寺山のほうで愛知県と共同になるのか、指定されるのか、わかりませんが、もう少し具体的に言うか、しっかりした県の鳥、コノハズク、ブッポウソウについては、鳳来寺山自然博物館に行けば、このすべて資料も整い、調査もしてある。結果も整理されているよというような形のことでいうのは、活動の中でできないのか。そういう方向性を検討したことがあるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤文化課参事。

○加藤貞亨文化課参事 県の正式な施設としては、弥富野鳥園等があります。

その他、東山動植物公園等でも保護の実績等もありますが、博物館におきましては、昭和47年から平成27年までの間に19例のコノハズクの保護の実績があります。そのうち5羽を鳳来寺山で放鳥したこともございます。

そういう中で、今後コノハズクの保護という意味で、県からの要請がありました場合には、博物館で保護飼養を継続してまいりたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 委員長から申し上げます。

来年度の予算措置に関して、質疑、また答弁をお願いしたいと思います。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 予算、博物館の活動という

ことで、予算の中で事業運営予算ということの中で、質疑させていただいておりますので、別段外れてるという、私の認識はあり得ません。

再度です。そうした市の鳥であるということからですね、従前に鳴き声をですね、例えば活動、鳳来寺山のこの運営活動の中で、もう少し私PRしたほうがいいのかと思うわけですね。

夜中に、あの一帯に行つて、本当にブッポウソウが鳴いてるのかどうか、こう聞き分けられる人っていうのは、なかなか少ないと思うんですね。この中見ていっても。これがそうだよって聞けば、確かにわかりますけれども、夜中の山に行つて、行けば、コノハズクが鳴いとるだけじゃなくて、いろんなアオバズクも同じように鳴いておりますし、そういうふうなところできちっともう少し市の鳥であるならば、博物館のほうとしてPRしたり、音源をチャイムに使うとか、いろいろしてですね、もう少しこのブッポウソウへの取り組み、生態のほうもそうですけれども、もう少し市民がこう話題になるような、そういう活動をしていったほうが良いと思うんですが、その辺について検討したことはございますか。伺います。

○丸山隆弘委員長 委員長から申し上げます。

答弁者側にも求めますけれども、来年度の予算措置上の考え方について、御答弁をお願いしたいと思います。

加藤文化課参事。

○加藤貞亨文化課参事 コノハズクの保護等に関する、取り組みに関する予算の措置につきましては、コノハズクの巣箱用の材料、その他保護用の資料等の予算を予定しておるところです。

鳴き声につきましては、情報提供の用意をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 続けて、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款6項2目、体育施設費

です。総合体育館調査研究事業、395ページです。

事業内容と基本方針について、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 今回行う事業の内容は、新都市のスポーツ振興の拠点として位置づけられる市民体育館建設に向け、市民の声を広く聴取するためのアンケートを行うものです。

基本方針といたしましては、アンケート調査の結果を踏まえ、本市の市民体育館のあり方につきまして、建設の是非を含めた市民体育館の今後のあり方の検討材料としていくものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 基本方針ということですが、そうすると新庁舎を建設するために体育館を一応取り壊したわけなんです、体育館、新都市にとって体育館という施設が、市民体育館という施設が必要であるという基本的な考え方なのか、それも全く白で不必要だということも選択肢にあるということですか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 先ほどの答弁の中にもスポーツ振興の拠点という部分では、非常に大切な位置づけがあるかと思えます。

しかし、総合体育館という規模の大きな物が必要であるかどうか。ランクを落として市民体育館、市民が集まって体育館として機能ができればいいのかどうかという部分も含めまして、市民の皆さんの考え方をお聞きするものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 体育館、総合体育館なり市民体育館っていう定義がよくわからないというか、ちょっとぼけているんですけども、この新城はこれからそういう交流的なことをやっていくっていう場合には、きちっとした規

模のしっかりした体育館が必要であろうかと思えますね。

ただ、それから市民の健康づくりという点については、市民体育館で十分と言うか、そういう方向になるかと思うんですが、その辺はすべてこのアンケート調査の結果によって決めるということで、基本的な市側が従来の方針に基づいて、こうだというような考え方はないわけですか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 このアンケート、市民の皆様がどう考えるかという部分で、まずお聞きして、それをもとに今後の検討としてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出、10款6項1目保健体育総務費、スポーツ団体支援事業、389ページです。

補助金の内訳をお伺ひします。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 補助金の内訳といたしましては、2団体、市体育協会補助金で310万円、スポーツ少年団補助金で50万円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 この予算に至る、この体育協会ともう一団体、その団体の皆さんとの予算に至る話し合いと言うか、予算にまつわる要望等、意見等、どのようなことが聞かれたかどうか、お伺ひいたします。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 スポーツ少年団の補助金に関しましては、予算50万円のうち、実績、その年の少年団員数とか、活動内容等によって変わります。

体育協会補助金につきましては、310万円。

こちらにつきましては前年度実績の決算によりまして、算出しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 話し合い等は、体育協会の団体、各協会が参加されてると思いますけど、各協議団体の皆さん、また体育協会の役員の方との毎年と言おうか、定期的にそうやって予算について話し合われてることはないわけですか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 予算につきまして、要望であるとか、そういった話し合いの場を持っておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 そのようなことで、やはり予算にどれだけ挙げられるかどうかということとは別といたしまして、少しでも各種団体の皆さんが本当に新城のスポーツをしっかり盛り上げていくための予算範囲ができるような御意見を伺って、予算計上をしていただけるような体制づくりをお願いしたいと思っておりますけど、それについてはいかがですか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 今後、体育協会の方々、役員の集まる総会の折りであるとか、そういった場を利用させていただきまして、予算に対する考え方などをお聞きしながら、今後、予算のほうの算定のほうに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、10款5項4目社会教育施設費でございます。新城市つくで交流館管理事業として、ページ数は385でございます。

この課目の中にそれぞれいろいろあるんで

すけど、委託料が計上されております。この委託料について、どのような業務を委託するのか。

また、委託先はということで、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 委託料につきましては、施設管理に係る業務委託となっております。トイレ、エントランスホールの清掃などの日常清掃業務委託、午後5時以降の時間外施設管理業務委託、床のワックスがけ、ガラス清掃などの定期清掃業務委託のほか、空調設備、消防設備、衛生管理業務の委託を行うものです。

委託先につきましては、日常清掃業務及び時間外施設管理業務につきましては、シルバー人材センターにお願いしたいと考えておりますが、その他の業務につきましては、専門業者への委託を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 日常管理業務はシルバーっていう御答弁があったんですけども、その他っていうのは、ちょっと今特殊な業務なのかわかりませんが、どういうところに委託をするのか。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 その他で委託する業務につきましては、定期清掃業務委託、それから空調設備、消防設備、衛生管理となっておりますが、それぞれ市の入札等の指名の願いが出ております業者から、それぞれの専門業者を選んで、入札等かけたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もう1点ちょっとお聞きしたいんですけども、日常管理業務をシルバーに委託という御答弁があったんですけども、こ

の科目って、項目の中にですね、同じく同じような人件費的に嘱託員の報酬と、それからあと臨時雇用賃金ですか、ありますね。これを2つ合わすと、同じように480万円ぐらいになるんですけど、これとの違いと言うのか、業務分担というのが、これはどのようになるんですか。

○丸山隆弘委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 予算に計上しております嘱託職員、それから臨時職員等の人件費って言いますか、その職員につきましては、施設の管理、貸し館業務、それからついで交流館にあります図書室の管理業務を行うものであります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後に聞きます。先ほど言った委託料とは全くこの重複するところはないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 先ほど、シルバーにお願いいたします時間外の管理業務委託でございますけども、これにつきましては、お願いする時間を午後5時から夜10時15分までお願いする業務であります。8時までは施設図書室に職員がおりますけども、それ以降の貸し館業務については、職員が不在となりますので、シルバーに委託をお願いするものであります。

基本的に、重複はございません。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 10款6項2目体育施設費、総合体育館調査研究事業、395ページであります。

山崎委員とちよつかぶるところも出てくるかと思いますが、伺いたいと思います。

調査事業のために行われるアンケートの内

容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 今回行うアンケートの内容につきましては、市民が体育館建設に対しまして、どのような考えを持っているのか、建設のぜひ、場所、機能、規模などを想定しておりますが、細かな内容につきましては、今後検討してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 ぜひぜひ、市民のためにもいい体育館ができるように、この事業が進んでいけばいいなと思います。

ただ、その思いは、今回のアンケートも行政側の、アライづくりになってもいかんということを感じる中で、まだまだ指針が決まってない、流動的な時期に、アンケートをされることというのが非常に不安定なことを感じます。

そういう意味では、アンケートの意義として、行政側の指針が決まってない中で、市民の漠然とした聞き方をする内容になっているのか。もしくは、もうちょっとしっかり指針的なものが出ているのか。アンケートの内容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 先ほど、アンケートの内容の中で想定アンケート内容をお話しいたしましたが、細かな内容につきましては、まだ検討中ということでございます。

今後、市の中でも体育館について議論がされていきますので、それに沿った内容でのアンケート内容になると思います。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 10款5項3目、文化財保護費、作手歴史民俗資料館管理運営事業、379ページです。

平成28年度当初予算が462万7千円であっ

たが、平成29年度当初予算は37万8千円である。減額理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 作手民俗資料館の管理業務につきましては、つくで交流館の供用開始にあわせまして、2つの施設を一体で管理することとしております。

これに伴いまして、市として管理のために臨時職員の賃金等につきましては、つくで交流館の管理事業のほうに計上をさせていただいております。このため作手歴史民俗資料館管理運営事業につきましては、前年度と比べて大きな減額となっているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ここに張りついている職員がいなくなるということなのですが、もうちょっと詳しくどのように管理していくのかということをお教えください。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 この事業の中ではございませんけれども、つくで交流館の管理運営の中で一体として、2つの施設を管理していくということをごさいますして、人としては、両方の管理ができるように配置をさせていただきます。常にここに人はいないということではなくて、この施設にも一体と、指定管理をしていく中で、当然、管理職員がつくというような形を想定しておるところでございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、この作手歴史民俗資料館に人がいなくなるというわけではなくて、予算上はこちらのつくで交流館のほうに入れるけど、民俗資料館のほうには、絶えず人は常駐しているというように考えてよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 2つの施設を一体で管理していくための人員の配置ということでご

ざいまして、常に民俗資料館のほうに1人常駐しているということを必ずしも言えるわけではございませんので、シフトの都合上、作手民俗資料館のほうに人がいなくなる時間というのも現実的には出てくるのかなと思えますけれども、そういったときには応援体制と言うか、うまく見れるようなシフトの中でやっていきますけれども、そういったときにはセキュリティ上の管理も含めまして、不在になる場合というのものもあるかもわかりません。その時々、利用状況、来場者の状況等にもよって変わってきますけれども、常時いるということでもないですけれども、運用に応じた人の配置というものが現実的に出てまいります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうしますと、この事業、民俗資料館のほうの事業なんですけど、常時、人がいないということになりますと、もうちょっと具体的に言いますと、つくで交流館のほうに何人かいて、資料館のほうにだれか来客があった場合、そこから約100メートル離れたところに歩いて行くと。お客さんを待たせる状態にあることもあるということですね。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 今の御質疑で、ちょっと訂正をさせていただきたいですけれども、2つの施設を一体で管理するということがありますので、人がいない時間帯もあるというふうに申し上げました。常駐しないということではございませんので、この点はちょっとわかりにくいかもしれませんが、一体的に管理をすることとしているということで御了解をいただきたいと思えます。

2つの施設については、地理的に、物理的に離れておりますので、そこについては徒歩で移動するということが前提になりますので、そちらに、民俗資料館のほうに人がいない場合については、そちらのほうに出向くという必要が生じますので、若干の時間的なお待ち

いただく時間ってというのは出てくるかもわかりませんので、そういった状況があるということだけ御説明をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 その辺、余り来客された方を待たせない形にさせていただきたいというのと、平均してですね、1日5名ほどの来客があるとお聞きしましたので、全くないというわけではございません。その辺、配慮していただきたいと思います。

それでですね、予算がこれだけ、人が常時配置されなくなるということは、この資料館の存在自体、観覧と言うよりも、主に今後保存という色合いが濃くなる資料館になってくるのかどうか、これ最後お聞きします。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 今の御質疑につきましても、先ほどと同様でございますけれども、作手民俗資料館の観覧については、基本的には現状のものは継続をしたいという前提でのお話ということで御理解いただきたいんですが、その中で管理体制について、2つの施設が隣接するというので、一体的に管理するという形での人員配置を予定しておりますので、この点お間違いないようお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、10款5項4目、社会教育施設費、新城市つくで交流館管理事業、385ページです。

1、事業内容について伺います。

2、職員の仕事について伺います。

○丸山隆弘委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 まず、事業内容につきましては、つくで交流館の貸し館業務、図書室業務及び作手歴史民俗資料館の管理業務に当たる職員の人件費、並びにつくで交流館の施設、設備などの維持管理に係る諸費用となっております。

交流館におきましては、市が開催する講座、教室等の会場として使用のほか、作手地区を初めとする多くの市民の方の活動場所として、交流館を活用して、それぞれの事業を展開していただけるものと考えております。

続いて、2番目の職員の仕事につきましては、貸館業務、それから図書室によります図書の貸し出し等の業務、歴史民俗資料館の管理業務を行うとともに、交流館を活用して行われる地域の共育活動などの連絡調整なども行います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 嘱託職員さんとか、臨時職員さんとか、何名か、お聞きしたところ4名ほど配置される予定だというふうにお聞きしましたが、任せておしまいではなくて、市としてのかかわり方、このつくで交流館、今後、教育方針のほうでも、教育方針のほうで、小学校とつくで交流館を共育の拠点にしようと設計段階から地域の皆さんが協議を重ね、施設や活動のあり方を追求してきました。この拠点を活用して、子供から大人まで、地域総ぐるみの活動を構想しています。

というように、これからこの市とのかかわりというところも大事になってきます。それだけここは、つくで交流館は期待されている。今後の市の教育のあり方というものも考えるべきところとなる、先進事例となるところでもあると思います。

そこで、作手の方々にお任せということではなくて、今後、市とのかかわり方というのは、どのように行っていくのかということをお聞きします。

○丸山隆弘委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 作手地区の活動等の拠点となるべく施設を建設いたしまして、この施設の管理については、私ども教育委員会が、また活動についてのかかわり

といたしましては、作手総合支所であるとか、作手の自治区であるとかですね、それから小学校、中学校を初めとした皆さんとのかかわりで、この施設を使っただけならというように、市のほうもかかわってまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 それぞれのところがかかわっていただけるということで、非常に力強いんですけど、もうちょっと具体的に、市としてどのようにかかわっていくのかということをお教えください。

○丸山隆弘委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 これまでの建設にかかわりましても、いろんな組織、団体等がかかわっていただいて、この施設ができてまいっておりますけれども、それぞれの団体が行われる活動がまだ具体的に見えておりませんので、今ここでこういうふうにかかわっていきますというような御返答はできないところであります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員に申し上げます。

予算審査の範囲の中で、質疑のほうをお願いいたします。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 はい、わかりました。申しわけないです。

ということで、質疑を終わります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、8番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうからは、質疑通告に従いまして、10款2項3目でございます。学校施設整備費、学校施設設備整備事業でございます。ページ数は355ページ。

1点お聞きします。

この事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 学校施設設備事業につきましては、2つの事業がございます。

1つは、東郷東小学校屋内運動場大規模改修事業であります。

東郷東小学校の屋内運動場は、雨もり等、老朽化が著しい状況のため、大規模改修工事を行うものです。

もう1つは、八名小学校農業集落排水接続事業でございます。

八名小学校におきまして、新城南部地区農業集落排水へ接続するための工事であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 2つの事業があるという御答弁でございました。

1つ目には、大きい事業でありますけど、東郷東小学校の運動場、体育館の雨もりが著しい老朽化が見られるためというふうなことで答弁があったと思います。

やはり私、新城の人口減少している中で、これからを担う子供たちが本当に環境大事だなというふうに思っておりまして、今回のこの改修事業、本当にとってもよかったなというふうに思っています。やはり子供は宝という考えで、新城のまちづくり、大切だなというふうにつながる事業でもあるのかなというふうに思っております。

ここでちょっとお聞きしたいんですが、こういった老朽化、今回は東郷東小学校の雨もりの修繕などを配慮をしていただいたということなんですが、市の全域を見ますと、いろいろな老朽化の施設のある小学校の施設、たくさんあると思うんですが、市内でほかの同じような大規模修繕が必要な施設があるのか、認識、具体的に部内で会議されたのかどうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 他にも大規模改修が必要なところはありますが、平成29年度につきましては、東郷東小学校の屋内運動場の

大規模改修を予定しているところであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ほかに各現場のね、先生方から、ここは直してほしいというリストなり、声が挙がっているということでございましたので、ぜひそういった早急に、具体的に修繕のほうを平成29年、平成30年と順次やっていただきたいと思っております。

次の質問に入りたいと思えます。

10款3項3目、学校施設整備費でございます。中学校施設整備費のページ数が359ページでございます。

この事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 中学校施設整備費でございますが、八名中学校農業集落排水接続事業でございます。

八名小学校と同様に、八名中学校において、新城南部地区農業集落排水へ接続するための工事を行うものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これは八名地区の集落の中学校のかかわる接続事業ということでございます。

今回は、ここの接続の工事だということなんですけど、この事業をこの平成29年度でやろうというふうな会議の中で、新城市内ではほかにも中学校、大規模な修繕が必要のある施設があるというふうに聞いております。

例えば、千郷中学校のプールはぼろぼろで、未来を担う子供たち、生徒がけがで血を流したという事例もございます。

このように、老朽化がたくさんある中学校施設、たくさんあると思うんです。

危険が及んでいるという、子供たちに危険が及んでいる施設、早急に設備事業として、この中に入れる必要があると思うんですが、そうした話し合い、庁内で話し合ったのかどうか。

また、市の認識を具体的に伺いたいと思

ます。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 学校施設につきましては、経年劣化、老朽化の状況を把握しまして、順次進めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 順次進めていくということなので、早急に進めていただきたいと思えますが、事はやっぱり急を要しますので、子供たちの命とか、けがとか、そういったのがもう実際出てますから、ここを優先的に修繕をしていくということを強く求めたいと思えます。子供たちの安全、命を守るというところは大前提でお願いしたいと思えます。

次の10款6項2目、体育施設費でございます。総合体育館調査研究事業です。ページ数は395ページ。

この事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 今回行う事業の内容といたしまして、先ほども述べましたが、新城市のスポーツの拠点として位置づけられる市民体育館建設に向けまして、市民の声を広く聴取するためのアンケート調査費となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市民体育館、総合体育館がないということで、市民の声を広く聞くというアンケートの調査の予算だという答弁だったと思うんですが、ここでちょっとお聞きしたいんですが、市民を広くということアンケートをするということなんですけど、対象者は何人を考えているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 現在、新城市には約1万7,500世帯という世帯数があるわけですけど、その10%程度を対象にアンケートのほう、またそれとは別に、スポーツ団体

も含めた形で約1,800件ほどをアンケート調査の対象としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、全体的に1,800件をめどに聞いていくということだと思っただけですが。

今、先ほどの山崎委員の質疑でもありましたけど、市としては、体育館の体育館自体は必要であるという認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 担当課といたしましては、やはりスポーツの拠点という部分では、必要な施設だと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 体育館が必要だという認識だということだと思っただけです。

私自身も本当に行政っていうのは、市民の福祉の向上、健康の向上というためにあるというふうに議員必携なり、自治法にも書かれてありますので、本当に今、健康の意識が体育館がないということで、市民から非常に低下しているという声もたくさん聞いていますので、ぜひ体育館をつくってほしいというふうに強く伝えたいと思っただけです。

そこで、ちょっと最後確認ですが、先ほど体育館の定義として、総合体育館と、あとランクを落として市民体育館とあるというふうにおっしゃいましたけど、この違いっていうのを教えていただきたいと思っただけです。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 まず、総合体育館としての考え方なんですけど、1カ所にメインとなる体育館、そのほかサブとなる体育館、そのほか体育施設が、機能できる体育施設が併設された部分で総合体育館。

市民体育館っていうのが、いわゆる広く市民の方を対象にして、運動ができる施設を市民体育館と考えております。

そんな中で、総合体育館となると、やはり非常に建設に関しましても、維持に関しましても、いろんな行事をやっていかなければならない。収入面を考えていかなければならないという部分もございます。

そういった部分がありますので、市民の皆様には、そういったことをお伝えしながらのアンケートというふうな形になるかと思っただけです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 続けて、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、続けて質疑させていただきます。

10款6項3目、学校保健費です。学校給食安全対策事業、ページ数が397ページでございます。

この事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 学校給食安全対策事業につきましては、児童生徒の給食に放射能の影響がないか、定期的に検査を継続しているものでございます。

市内で1校をサンプリング対象として、給食の検体を専門業者に渡しまして、ゲルマニウム半導体検出器による放射能物質検査を委託するものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この放射能測定でやるということなんですけど、年間何回とか、期間っていうのがあれば教えていただきたいと思っただけです。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 年3回予定しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、10款教育費の質疑を終了します。
続いて、歳出、12款公債費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

12款1項1目、公債費、市債償還事業、ページ数が399ページになります。

1点お聞きします。

約21億円の市債償還事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 御質問の約21億円の市債償還事業の内容につきましては、平成28年度までに市が借入れをした市債の元金の償還金であります。

内訳につきましては、お手元の予算書の418ページに記載してありますので、御確認いただければと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市債の平成28年度までに借りた市債の元金ということなんですけど、市のこの借金である市債ってというのは、幾ら、トータル幾らあるってことでもいいでしょうか。21億円ってことなんでしょうか。お聞きします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 お手元の予算書の418ページに、その辺が全部載っておりますので、御確認をいただければと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 220億円ですらよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 お手元の418ページの一番下に、前年度末現在高見込額という欄の一番下、これが平成28年度末の借入金の現在高の見込み額です。それが249億円ほどになっておるかと思えます。

それで、平成29年度がその横のところ、市債として43億円ほど借入れれます。

平成29年度中に21億円ほど元金の償還が見込まれております。

ということで、一番右端、当該年度末現在高見込額、これが平成29年度末の借入金の残高ということになりますので、それが右下ですが、271億円ほどになる見込みだということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、12款公債費の質疑を終了します。

続いて、給与明細書の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、予算書の403ページでお願い申し上げたいと存じます。

まず、4点お願い申し上げます。

1点目が、職員数が前年7名増となっている理由。

2点目は、管理職手当、3.9ポイント上がっておりますが、その要因であります。

それから、管理職職員の特別手当というのは、どのようなものなのか。

4点目、時間外勤務手当の減額がされるということであつたわけですが、本年も87万6千円の平成29年度予算でふえとることについての理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 4点御質疑いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の職員数が前年7名増となっている理由でございますが、平成29年度予算に係る職員数につきましては、平成28年度の退職者数と平成29年度の採用予定者数との状況から算出しておりまして、一般事務、保育関係、消防職、保健師でそれぞれ増加を見込んでおります。

特に、こども園におきましては、より多くの保育士を必要とする未満児保育の需要が年々高まっている現状があり、また消防においては、市民の安全・安心を確保することはもちろん、新東名高速道路の開通や大規模災害への対応強化も必要であることから、それぞれ職員採用は必要であると考えております。

いずれにいたしましても、定員適正化計画に基づき、新たな施策の展開や住民ニーズの多様化、高度化に対応しつつ、行政サービスを維持、向上させるため、最低限必要となる職員数の確保は必要であると考えております。

続きまして、2点目の管理職手当の増の原因でございますが、管理職手当の増額の主な原因につきましては、近年の保育行政への需要の高まりを受けまして、園長を補佐し、こども園の運営を円滑に行うための副園長職を設け、その職務と責任を明確にする観点から、その職位を副課長級としたことによるものと考えております。

3点目の管理職員特別勤務手当とはということでございますが、管理職員特別勤務手当につきましては、新城市職員の給与に関する条例第19条の2に規定されておまして、副課長級以上の管理職員が明示または明示が想定される状況下で、休日及び平日の深夜、午前0時から午前5時までの間になりますが、において臨時または緊急性を有する業務等に従事した場合に支給される手当となっております。

支給対象とする勤務につきましては、災害への対処に伴う非常配備や被災地への災害派遣、休日の選挙事務に従事した場合などを想定しておまして、臨時または緊急性の必要もなく、職員の自由意思に基づいて行われる勤務を含むものではございません。

なお、勤務1回当たりの支給額につきましては、休日、深夜におきましては、部長級は8千円、課長級は6千円、副課長級は4千円。平日深夜における勤務におきましては、今、

申し上げたそれぞれの金額の2分の1を支給することとなっております。

最後、4点目の時間外勤務が減額できない理由でございますが、業務遂行におきましては、制度変更や時期的な業務集中など、さまざまな要因によって時間外勤務が必要となる場合がございます。夜間における会議への出席を初め、休日におけるイベントへの出役、台風や豪雨に伴う非常配備や避難所の開設などには多くの職員が従事しております。

また、平成29年度当初予算には、市長・市議会議員選挙執行に係る時間外勤務手当を計上していることも増加の一因と考えております。

今後も、継続して時間外勤務を行うことによって生じる職員自身への心身への影響や事務効率、勤労意欲の低下、光熱水費や手当の増加などの問題点について、機会をとらえて所属長へ周知しまして、成果を重視した事業の見直しや業務効率の向上に向けた取り組みを引き続き続け、時間外勤務の縮減には取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、1点目からお聞きをしておりますが、確かに今お話しのように、子供の部分、それから安全の部分として、保育士さんであるとか、消防士さん、これは理解をするところでありますが、一般職員、多くの業務を今、指定管理ということでやっております。それによって事務の効率化、人員の削減が図れるということで、恐らくその事業へスタートしようということで、多分、制度が決まり、それに各普通地方公共団体も参画をしてるということでありますが、それによって職員は減らずに、その分、今、言う保育士さんだとか、消防士さんは、これは当然であります。一般職についての減数、要するに指定管理におけるところの効果というのは、

どのようにあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 指定管理の影響と言いますか、それにつきましては当然、職員が直接業務を行うことに対することを、指定管理者へ委託、指定管理をお願いするということですので、当然、特別なノウハウ等を持った業者が担当しておりますので、担当が年度ごとにかわったりとかということがなく、ある程度の3年なり5年の期間、職員が、指定管理者が業務を行うことでは効率が上がるというふうに思っております。その分、職員を他の業務へ振り分けられるということで、指定管理を進めておくことに対する職員への効果は上がっておるものかと思えます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 指定管理、10人いるセクションの中で指定管理をしました。管理をしていた職員は3人でしたよ。僕は単純計算ですと、3人の方は他の部署へということですが、では一般職を採用していくときに、10人いて3人が他の部署へ異動をかけた。これ持論であります。かけました。そうすると新規採用については、退職者がそこで3名おれば0だということなんですが、一般職の方でそういう制度をとられているのかということについての要するに、指定管理における委員体制の効果というものをどのように見てるかというところでもあります。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 先ほどお答えしましたように、当然、指定管理に出した業務がございましたが、それを直営でしておったときに携わっていた職員は他の業務へ移せるということですので、指定管理を出したことに対する効果は上がっておるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 もう質疑がうまくいってないのかなというふうに思いますが、意思の疎通のありようであります、とにかく要員管

理の定数がある程度やっていくということで、進めておるところもありますし、それによって指揮が低下をしてもいけません。

そういった意味で、十分留意をする中での市民サービスに期待をするものであります。

では、2点目、管理職手当について今お話がありましたように、現場の状況を把握する中での副園長、要するに副課長、市の幹部職員でありますので、当然その分はふえるということではありますが、3点目についてであります。

管理職の特別勤務手当というのが説明を、答弁いただきました。災害であるとか、そういったときに平常だとかお休みの日に出ている。夜間に出ているということ、これは十分理解をするわけではありますが、こっからです。

市の職員は、そういうときにスクランブルで出勤されても、そういった補てんがされておる。

しかし、一般の方が参画したときには、補てんはないわけですね。

そういったことが実は問題になっているところもあるそうであります。

若干調べましたら、ある災害がありました。これ管理職さんではないわけではありますが、一般の職員に対して、そういった形の中で手当が払われた。100万円だそうです。これはやった作業は物すごく過酷なものだということではありますが、問題は市民の感情として、一般の市民はボランティアで出ている。公務員は補てんがされている。これについてのお考えはどうなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 職員が職務として業務についた場合に支払われる手当でございますので、災害等で市長なりその指示によって業務についたということに対する手当になりますので、市民の方には支払われずに、職員だけもらうというのは、ちょっと観点が何かち

よっと違うような気がすると思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 立場、立場でお話をされるとお思いますので、こういった事案の中で、すごい感じる方も市民の方にはみえるというふうに思いますので、そこら辺のこれについて、例えばそういうことをお問い合わせがあったときには、適切に、適正に御理解いただくような説明の中でやっていただきたいと思えますし、それによって出勤がされた幹部の職員の方が後から嫌な思いをさせてはいけないということもありますので、十分な理解と説明ができるということをお前提として、お願い申し上げたいと思います。

次に、時間外手当であります、これについて説明を受けましたが、やはりいつも山口は同じことしか聞かないじゃないかっていう時間外手当であります、とにかく少しでも減らすということが原則であります、給料を払う既定の中には、実はもうそういうふうに年間の超過勤務は何時間だっというふう、幾らだというふうに既定化されておりますので、その点について努力をされるということはないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 近年、時間外が増加しておることに対して、審議会のほうで何回か御質問いただいております。

そのような状況を十分、人事課としても把握しております、過去にもお答えさせていただいておりますように、具体的な取り組みとして、毎週水曜日をノー残業デーとずっと定めておりましたが、それがちょっと徹底できてない部分もありましたので、平成27年度から、所属長が水曜日にやむを得ず時間外を命ずる場合には、協議書を人事課へ提出させたりというようなこと。

また、今年度からは、月1回の水曜日を完

全退庁日として、所属長から報告をさせ、完全退庁をするように努めてまいっておるところです。

その結果、まだ年度の途中ではございますが、本年1月現在では、昨年度と比べて、3000時間余りの時間外が現在、縮減が進んでおるとい状況がありますので、来年度におきましても、同じような取り組み、また新たな取り組みがありましたら、そういうことも考えながら、時間外の縮減には引き続き、徹底して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

給与明細書の質疑を終了します。

債務負担行為に関する質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 第3表債務負担行為、9ページです。

桜淵公園の施設及び工作物所有者のための地上権設定に係る土地借上料、野田城大橋河川敷公園の工作物所有のための地上権設定に係る土地借上料、庭野小学校の施設及び工作物所有のための地上権設定に係る土地借上料、千郷中学校の施設及び工作物所有のための地上権設定に係る土地借上料について、それぞれの設定期間の根拠及び金額と、その根拠について、伺います。

あらかじめ資料をいただいておりますが、金額等、明示がない箇所もありますので、よろしくお願いたします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 御質疑の土地借上料は、新城市が土地所有者と地上権設定契約を締結いたしまして、土地登記簿に登記された土地について、今回、債務負担行為として上程さ

せていただいたものでございます。

設定期間につきましては、それぞれ地上権設定契約における地上権の存続期間によりまして、契約期間満了までの期間を設定しております。

なお、地上権の存続期間は、すべて101年というふうに統一されておりますが、契約の始期が異なっているために、設定期間の終期もそれぞれ異なっているということでございます。

また、すべて平成30年度からの設定となっている点につきましては、旧来から、この契約は存続しておりましたが、今回、債務負担行為として整理させていただくに当たりまして、新規での計上となりますので、始期は平成30年度に揃えさせていただいたということでございます。

それから、限度額についてでございますが、すべてにおきまして、敷地として借り上げるために必要な額ということで、具体的な金額を表示してございません。これは設定期間がかなりの長期でありまして、その間に景気や物価が大きく変化することが予想されますので、当然、地代の増減についても現段階では具体的な金額としては想定できませんので、このような表記とさせていただいたところでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、整理したよということですが、最初に契約を結んだときと、当該者と整理するに当たって、例えば買い取りするとか、そういう協議をしたことはありますか。伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 市がお借りしている土地につきまして、複数年の契約となっているものについて、平成27年度から見直しをかけておりまして、この債務負担行為で今回挙げさせていただいた契約についても、地上権の設定契約ということで、101年の複数年の契

約になっておりますので、当然、以前の議会でもありましたように、市としても必要な土地については、買えるものは買い戻すという方針でもやってきましたので、当然、話し合いはしておるところでございますが、今後も地権者の方とお話できれば購入できるものは購入していきたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 先ほど、金額は明示できないというようなお話でしたが、このいただいた資料からざっくり概数をして、年間1千万円ぐらいかなというふうに類推したわけですが、大体その辺の額でしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 たくさんのちょっと契約、地権者の方がみえますので、今、済みません、総額としては、ちょっと把握しておりませんが、この金額を表示しないということにつきましては、地方自治法施行規則で認められた形でありますので、こういう形で表記をさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 規則というのは、そうすると借上料は公開しないと言うか、秘密だということですか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 秘密ということではございませんで、金額の表示の困難なものについては、文言で表示してもよいということが示されておりますので、それに従って表示をさせていただいたということで、御理解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そこちょっと理解できないんですが、そうするとこの4件について、総額を、概算でやると、1千万円ぐらいになるのではないかと思うんですが、その辺を表示できないということですか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○**建部圭一財政課長** それぞれの契約の設定期間が、平成90年代とか、かなり長期でありますので、もうそれだけ長期になりますと、今後の本当、見通しが全くわかりません。物価の状況がどうなるかっていうのも見通せませんので、概算の数値で出すということが返って誤解を招くことにもなりかねませんので、言葉での表記とさせていただきます。

○**丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員。

○**山崎祐一委員** ちょっとこだわるようですが、この資料でいただいたこういう契約書の中に、年間、平米幾らで借りる、借り上げるってというような数値が出てるわけなんで、これで平米が出てくれば、おおよそのところが出るわけなんで、年間の借上料ってというのは、概数で出す分には、そう難しいことではないと思うんですが、なぜそうなるんでしょう。

○**丸山隆弘委員長** 建部財政課長。

○**建部圭一財政課長** 年間の借上料、1年間の借上料については、今現在、来年度がどのくらい、平成30年度がどのくらいってことは、おおよその数字は出せるかもわかりませんが、それが、これは限度額ということでございますので、設定期間の終わりのときまでの全部の積み重ねの総額をこの限度額のところには表示する必要がありますので、そういう意味で、単年のものについてはある程度予想はできるかもわかりませんが、平成90年代までの全部の総額ということでちょっと表示するには、数字であらわすことが困難だということでございます。

○**丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員。

○**山崎祐一委員** 最後にします。そうすると、もう1回再確認です。

この4件については、当該者と協議等をしたけれども、こういう形で債務負担行為という、こういうふうにせざるを得なかったということですね。

○**丸山隆弘委員長** 建部財政課長。

○**建部圭一財政課長** 現時点では、そのとお

りでございます。

○**丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○**滝川健司委員** それでは、同じく債務負担行為につきまして、ページ数は412から417に、こちらに一覧表がありますので、そちらとも同じですけども、質疑させていただきます。

昨年の予算でも幾つか確認して、まだ未処理のものがあつたということで、それは平成28年度中についていう形であつたと思います。

そんな中で、今回、未処理のものを含めて、すべて地方自治法上、不適切な状況にある契約についても、すべて適正に処理されたのか。まずその点から確認したいと思います。

○**丸山隆弘委員長** 建部財政課長。

○**建部圭一財政課長** 御質疑の件につきましては、平成28年3月定例会におきましても、市が締結している土地建物の複数年の契約や自動更新条項に付した契約につきまして、地方自治法に基づく債務負担行為、または長期継続契約の処理が適正になされていないのではないかとということで、滝川委員からも御指摘をいただいて、適正な処理を行うようにというお話をいただいたところでございます。

平成28年3月定例会の予算・決算委員会で申し上げましたとおり、その当時、見直しの必要がある契約というものが209件ございました。平成28年度中に変更契約等によりまして、長期継続契約となるように見直しを行うという旨を答弁をさせていただいたところであります。

その後、各課のほうで、契約の相手方と鋭意調整を行っていただきましたところ、現時点では209件の見直しが必要な契約、すべて調整を図ることはできておりませんで、これまでに見直しをすることができた契約というのが84件でございます。引き続き調整を進めていくこととしたものが125件という状況になっております。

この中には、数年のうちに契約更新ですとか、変更契約が予定されてる案件とか、返還が予定されてる案件等があるというふうに聞いておまして、その際に見直しを図ることを考えております。

中には、1つの課で多数の契約を担当してるところもありますので、そういった面では、時間のかかることを御理解いただくとともに、相手方との調整の中で、長期継続契約への見直しが不可能という判断をした場合には、今後、債務負担行為の手続をとるという方針で進めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 まだ処理できてないものもあるということだと思いますけども、前回聞いたときに、地方自治法上、不適切な状況っていうの中で、答弁では、例えば債務負担行為を設定するときに、長期継続契約を結んで、かつ予算の減額等があった場合は契約を解除する。そういう条項がないと契約上は不適切だということの説明だったんですけども、今回いただいた契約書のコピーは、契約当時に結ばれたもののコピーですけども、それにはこの今、言った予算の減額等があった場合は契約を解除するという条項が書き加えられてないコピーをいただいたんですけども、そういったことはちゃんとやられておるのか。まずその点だけ確認します。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 資料請求のほうでいただいたものは、それは地上権の設定契約、債務負担行為の契約のコピーですよね。

長期継続契約にしたものにつきましては、すべて予算が認められなかった場合には、契約を解除できるという解除条項をつけた新しい契約を全課に統一な様式を示しまして、見直しをしていただいております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと個別のことになるかもしれませんが、桜淵公園は、これ一

覧表いただいておりますので、年間で689万7,249円。平米100円ということも示されました。

それから、野田城大橋河川敷公園も平米75円ということで、かつて予算措置のときに、年間100万円ぐらいだったと記憶しております。

それから、庭野小学校と千郷中学校については、ちょっと契約書を見ても、平米単価が記載がなかったように記憶してるんですけども、その辺のちょっと金額は、面積がわかれば出ちやいますけども、平米単価契約なのか、個別年間金額契約なのかも含めて、庭野小学校と千郷中学校の平米借上金額、あるいは年間契約なのかを含めて、ちょっと金額を教えてくださいませんか。

時間かかるようなら後でいいです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 手元に資料がなければ、すぐ調べて、後ほど回答していただければ結構です。

そうすれば、大体の年間でどの程度の出費かわかると思います。

桜淵公園については、かつてと言うか、補正予算で買い取り希望な形があって、買い上げたっていう経緯がありますけども、まだこれだけの土地が残っておるという、かなりこれらの土地は先ほど山崎委員の質疑にありましたけど、相手方と協議して、買い取り希望でなくて、あくまで借り上げを希望されてるからそういう契約が生きておるっていうふうに解釈します。

桜淵公園は、市民の憩いの場として活用されておりますので、そういう形は必要な措置だと思い、できれば借り上げていくべきだと、永代的に公園として使うなら借り上げていくべきだと私は思います。

それから、野田城大橋河川敷公園ですけども、これ101年契約で、15年経過しております。契約から。

15年間の利用状況について見たときにですね、まず人がいるっていうのを見たことありませんし、いまだ進入路どっから入っていくのか、私自身もわかりません。

昨年の質疑したときに、土地の活用の見込みがない契約については、契約を解除する方向で検討していきたいって言って1年たったわけですけども、この野田城河川敷公園の土地について、このまま契約を継続するのか、相手方とどういう形で話し合われたのか。その辺だけ確認します。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 野田城大橋の河川敷公園につきましては、以前の議会でもお話が出たかと思いますが、そのときに一度、市としては余り使う予定がないので、地元にお返ししたいということは、1回は地元伝えてあるはずでございます。

それにつきましても、その当時の方針と今、変わってるわけではございませんので、まだ地元との今後調整をしていかなきゃいけないとは思いますが、基本的にはお返しをする方向で考えていきたいなと思っておるところでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 河川敷公園なんですけど、契約書見ますと公園用地に愛知県の借地部分があると。愛知県の借地部分については、愛知県との借地契約終了後、甲が借地すると。甲っていうのは新城市ですけども。愛知県が契約終わったら、もうそこは新城市が借りてくださいよ、借りるっていう契約になっちゃってるんですよ。そうすると愛知県が契約切った時点で、またその土地が新城市、借りなきゃいけない契約になってるっていう状況があるわけですけども、これもちょっと不適切ではないかと思えます。今の利用状況とか、返した契約になってるけど契約の話し合いがうまくいかないのか、そういう状況において、そういった土地も含まれているっていう状況

についての見解をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、先ほど御質疑いただきました庭野小学校と千郷中学校の年間の賃借料でございますが、まず庭野小学校でございますが、138万円ほどでございます。年間。

それから、千郷中学校につきましては、年間110万円ほどの賃借料になっております。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 野田城大橋河川敷公園、一畝田の河川敷公園の関係でございますけれども、地元のほうと区長さんとの話し合い等もさせていただいて、今後の、話し合いをさせていただきまして、利用状況をまた進入路のほう、計画等もいろいろ検討してまいったわけでございますけれども、なかなか方向性のほうにつかないということで、庁内で今、今後の利用状況と進入路の改修を含めて、どういう方向性で行くかということは今、検討しているところであります。

また、借地・農業の関係かと思ったんですけども、20年以上の契約はできないと定めがあるそうでもありますので、平成13年の契約ということで、平成33年がその期限を迎えるということもありまして、地権者、この契約者の方々には、その旨のほうは連絡はさせていただいているところであります。

それを含めて、その20年が来るまでには、再度、地権者との話し合いの場も持って、今後の計画もさせていただきたいなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 15年たって、あと5年っていうことですけども、この間の状況を見とって、果たしてこの借り入れ、賃貸契約、土地の利活用の状況を踏まえて、果たしてこれは正常な状況であったかどうかですよ。

あと5年あるから、そのときに考えるっていうような話もありますけども、先ほど適切

な処理の中で、予算の減額等があった場合は契約を解除するっていう条項の、例えばこれで市側が予算計上しなかったら、もうそれで契約解除できてしまうことになるのか。その点、確認します。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 現契約の中では、今、滝川委員が言われたようなことで、契約解除というのはできないのではないかなというふうにとらえております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、もうあと5年借り続けるのか、5年たったら延長しないっていう確約があるのか、ちょっとわかりませんが、先ほど聞いた公園用地の中に愛知県分の借地分は、愛知県が借地契約終了後、新城市がまた借りるものという、この条項が5年間も当然生きてるし、愛知県の契約状況がちょっとわかりませんが、これはこの市の契約と同じような期間の契約になってるんでしょうか。

例えば、20年経過した時点で、これも、この契約自体が解除になれば、愛知県の分も解除というふうに解釈していいのか、愛知県の部分だけが生き残ってしまうようなことはないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ちょっと想像の中のお話ということになりますので、正確な答弁ではないかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

愛知県の借地部分につきましては、工事用の借地ということでさせていただいた部分、その部分を後から市が借りるということで、工事のために借地した部分ということというふうに理解しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 想像で答えられても困りますけども、工事中にそれじゃあ借りて、それじゃあ現状は既にこれは新城市が借りている

っていうことでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そういうことです。そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いずれにしても、桜淵や庭野小学校、千郷中学校は、それぞれ必要な土地であり、また学校施設のための土地に必要な契約であるとは私も理解しておりますけども、この河川敷公園については、やっぱり長年疑問に思ってますし、問題提起ずっとさせていただいておりますけど、なかなか処理が進まないという状況のようです。

橋の建設、道路と橋の建設の当時のいろいろないきさつ、地元との兼ね合いもあったかもしれませんけども、やっぱりこの辺もやっぱりそれとは別に処理しないと、バーター取引じゃないですけど、こういった形が残っていくと、市政に対する信頼性、あるいは他の賃貸借契約への影響もありますので早急にこれ答えを出すべきだと考えますので、20年契約だでっていうような形ののんびりした構え方じゃなくて、もう早急に借りるなら借り続ける。しっかり利用するための処理をする。あるいはもう利用しないなら、返却するっていうことを、もう早急に出すべきだと考えますけど、それについての見解を、確約をお願いしたいと思いますけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 早急に課としての構想を出しまして、検討会等かけて方針をだしていきたいと思いますので、よろしく願います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

債務負担行為に関する質疑を終了します。

総括の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 総括ということで、新東名高速道路が開通して1年が経過したわけですから、いろんな形で変化があらわれていると思います。

特に、あの高速道路が開通したことによって、人の移動ですとか物の移動、あるいは時間距離、時間等の短縮、いろんな効果があったと思います。

そんな中でも、現実的に、数量的にあらわれている施設等への入場者というような形での数字的にはっきりわかるものがありますし、また新たな施設、建物等が建設され、それらの固定資産税もふえてるのかな、そういうような状況もあろうかと思えます。

そんな中で、高速バスは、運行は観光客の流入等で歳入歳出それぞれにいろんな影響があったと思うんですけども、そういったことを配慮した平成29年度予算、その辺については、どのように影響、配慮された歳入歳出予算となっているのか、お伺いしたいと思います。

○**丸山隆弘委員長** 建部財政課長。

○**建部圭一財政課長** 新東名高速道路の開通は、道の駅もつくる新城の盛況ぶりからも推測できますように、本市に新たな人や物の流れをもたらしておりまして、特に市外からの観光入り込み客が確実にふえていることを実感しているところであります。

このため、新東名高速道路の開通効果をどのように本市のまちづくりに活かしていくのか、平成29年度は、その真価が問われる年度であると認識しているところでございます。

新東名高速道路の開通効果が平成29年度予算の歳入歳出にどのような影響を与えたかとの御質疑ですが、やはり新東名高速道路の開通効果を意識した歳入予算の計上や地域振興につなげようとする歳出予算が随所に盛り込まれている予算となっております。

具体的には、歳入面で申し上げますと、設

楽原歴史資料館と長篠城址史跡保存館の入館者の増加に伴う両施設の観覧料の増額、それから湯谷温泉の利用客増加に伴う入湯税の増額を見込んでいるほか、新東名高速道路の開通を生かした各種事業を実施していくために必要な歳入予算を確保しているところであります。

一方、歳出面では、高速バス運行事業、観光プロモーション事業など「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生事業を推進するための予算を初めといたしまして、桜淵公園再整備事業、スポーツツーリズム推進事業、新城インターチェンジ周辺の企業用地等開発推進事業と、その関連の道路整備など、新東名高速道路の開通を追い風にして、特に観光面や産業面の振興を図ろうとする事業を数多く盛り込んであるところでございます。

○**丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 歳出のほうは、関連して言うか、そういった形で予算措置されていることわかるんですけど、歳入の分が少なくなって言うか、どういった効果、弱いような気がしますし、例えば自主財源の確保って意味で、新東名高速を活用した自主財源を獲得するための手法って言うか、そういったものを平成29年度は直接なくても、平成29年度の予算の中で、そういった自主財源確保のための研究とか、何をすべきかっていうようなプロジェクトだとか、そういった部分での、要するに今の説明だと、歳出のほうはたくさん出たことはわかるけど、歳入効果って余りないよねっていうふうにとらえられてしまいますので、例えば自主財源を確保するために、高速道路を活用した今、説明があったように、人、物、時間を活用した施策を平成29年度の中でどのように、反映できない部分もあるでしょうけど、平成29年度以降、これは長期的な戦略になるかと思えますけども、平成29年度にはスタートラインとして、何か取り組ん

だこと、あるいは予算措置されたことはありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 平成29年度予算につきましては、そうした自主財源の確保に向けまして、将来のまちづくりにつながる歳出予算を計上しておりますので、歳入予算につきましては、まだ具体的にこれだという大きな開通効果というのは、なかなかあらわれにくいかとは思いますが、昨日の質疑の中でもありましたように、例えばふるさと納税の強化もそうですし、いろんな面でこれから新都市に求められるのは、自主財源の確保だということがありますので、来年度から第2次の財政健全化推進本部を立ち上げていく予定でございますので、その中で歳入確保策について、1つの部会を設けて、そこでしっかり自主財源の確保に向けたいろんな方策を検討していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、第22号議案の質疑を終了します。

ここで、しばらく休憩とします。

再開は、13時ちょうどとさせていただきます。

休憩 午後0時7分

再開 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第22号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 第22号議案平成29年度新城

市一般会計予算に反対の立場で討論をします。平成29年度一般会計予算のすべてのものに反対するものではありません。

大きく2点、歳出の2款1項17目でありますけれども、地域活性化事業費の高速バス運行事業と歳出、8款4項1目の都市計画総務費、新城駅南地区整備事業の予算に対して、反対するものであります。

反対する理由でございますけれども、また本会議で詳しく述べますけれども、まず高速バス運行事業につきましては、先ほど、昨日の質疑の中でも出ましたけれども、乗車率が非常に低迷している。確かに今年度は国の補助金を仰いでほぼ市民負担はないということでございますけれども、次年度、新年度からは、2分の1、市民負担が出てくるということで、とにかくこの乗車率の低迷で、結果的にはそれをカバーするために、きのうの答弁でも出ましたけれども、1企業って言うか、市内の企業に無料パス券を配布するっていうような答弁がありました。結果的にこの無料パス券を配布するっていうことがいかに乗車率を上げようという根拠であって、反対にうがってみれば目的の方が達成されていないような事業ではないかなということも伺えます。

それから、当初の考えの中でも、地域トップ創生事業の中から見ても、考え方として、庁内の会議とか、以前の説明で行くと、それから高校生のアンケート等によって、安易にこの事業がスタートしたなということは、市民から見ると、利益につながらない経費だということが大きな反対の理由でございます。

また、もう1点、新城駅南地区整備事業、暫定整備事業でございますけれども、この点についても、私の持論ではございませんけれども、駅舎の改築を含めて、また栄町先線も含めて行うならいいけれども、暫定というこの名前、名称。いつ事業って言うのか、なるかわからない。県のほうに確認しても、地権者の同意が得られなければ事業化しないということ

は、暫定してもなんにも意味がないではないかなってということと、しかも暫定に約12億円使う。そしてこの事業になったときには、また6億円という、確か答弁、18億円ぐらいの説明があったと思います。

このようなことで、この暫定整備というものについて、本当に利用者が、市民が渋滞で困っているのかと言うと、もうほとんど渋滞のない、緩和されてるし、この駅南の全体の整備を含めて、それだけの高額な費用を使うというのだったらもうともかく合併特例債が平成32年なので、平成32年度までに何が何でもやってしまえっていう、このような安易な考えがあつて、あるかと。

この2点、大きく市民自治につながらない事業ということによって今回のこの平成29年度新城市一般会計予算については、反対という立場で討論とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 賛成の立場から討論をさせていただきます。

我が新城市は、平成17年、3市町村が合併し、新たなまちができたわけでございます。

去年は、新東名も開通し、市内は市民の元気が少しずつ取り戻せるのではないかとこのふうには確信をしています。

庁舎建設についても、順調に工事が進んでおり、我々にとっては、市民の幸せ、安心・安全なまちづくりに邁進しているものでございます。

人口減少の中、我々に課せられたことは、このまちをどうやって住みよいまちにするか。そのような中で新東名の開通という大きな復活材をいただき、また若者からの新鮮な知恵、若者議会等を通じて、新鮮な知恵をいただき、発展することを願い、平成29年度は将来を見据えた地方創生事業の好意的な発展ができるのではないかとこのふうには考えております。

そのような中で、この予算はきちんとした形でおことに賛成の立場で討論をさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、議題になっております第22号議案 平成29年度新城市一般会計予算に反対する立場から、簡単な討論を行いたいと思います。日本共産党、浅尾洋平です。

本予算案は、この本予算案のもととなっております穂積市長の予算大綱説明を読みますと、人口減少時代に待ち受ける前人未到の諸課題に果敢に取り組むためと2ページに書かれております。

また、自分たちの地域は自分たちの力で守り、育てるという立場でまちづくりを展望するという位置づけでまとめられております。

しかし、自分たちの地域を自分たちの力だと言いながら、限られた人口、雇用、資源などを地方が奪い合ったり、流出抑制、抑止の名のもとに囲い込んだりする立場を退け、まち、人、仕事の流動化、交流化を加速することも位置づけられております。

皆さん御承知のとおり、本市の人口は、合併から10年で約5000人も減少しております。当初の5万人を大きく割り込み、愛知県下の市で唯一、消滅可能性都市との烙印を押される始末でございます。つまり自然増減を上回るペースで、どんどん人口流出する可能性があるのです。

また、実際に内閣府の東京圏への一極集中に関する論点の資料の中でも明らかになっておりますが、若者や人口の流出というのは、地方ではなく、東京、名古屋、大阪の大都市へ流出しております。つまり大都市がひとり勝ちのように、地方の若者、人口を吸い取っている。奪い合っているというのが現実の大問題でございます。

東京への若者流出、東京への一極集中型、

ここが問題なのであります。

そうなりますと、本市の人口ビジョンや総合政策は根本的なところで大きな矛盾を抱えるのではないかと思います。

すなわち、新都市の市民の皆さんに対する、納税者に対する本市の独自の施策は一体どうなるのか。

市長の言われます、限られた人口、雇用、資源などを地方が奪い合ったり、流出抑止の名のもとに囲い込んだりする立場を退け、交流人口をふやすことを優先しますと、それはだれのための施策なのかという問いかけが常に生じるのではありませんか。

他の自治体は、自分のまちの人口流出を食いとめるために、懸命に、必死に施策を次々と打ち出している状況であります。

例えば、豊川市の小中学校へのクーラー設置やワンコインのがん検診だったり、東栄町、設楽町の18歳までの医療費の無料化でありましたり、子育て世帯や若者を対象とした定住促進の施策しかりであります。

また、田原市の学校給食費の部分的な無料化も検討されていると聞きます。

また、田原市では、医学生への奨学金制度もしかりであります。

税金を支払っています納税者に対し、福祉と暮らしを向上するための独自施策で応えているわけであります。

他市の市町村では、少子高齢化、人口減少時代の中で、生き残りをかけて子育て、福祉、医療の充実にしっかり目を向けているのであります。

本市も、ようやく愛知県下1位、2位を争う高さの国保税を下げただけでした。こうした施策を行うことが重要だと考えています。

さて、本市の平成29年度の予算では、アベノミクスによる税収入の大幅増や新東名開通による人、物の巨大な流動化による特需の期待も裏切られた形ではないでしょうか。予算

では、地方交付税も前年度比で1億3千万円の減額、この数年間減り続けております。

今後さらに人口も減少し、納税者も減り、高齢者が進み、このままでは本市の未来はどうなるのかという不安と危惧の声が市民から寄せられています。

私は、予算案の質疑の中で、例えば6,400万円にも上ります議場等改修事業が必要なのか、3,700万円にも及びます高速バス運行事業は必要なのでありますか。

あるいは、今回の予算案では、東郷東小学校の運動場などの雨もりなどの修繕する予定ではありますが、市内ではほかに同じような大規模修繕が必要が学校施設があり、一気に行うべきではないでしょうか。などなど、質疑などを行いました。もっと市民の皆さんの暮らし、福祉、教育、医療、そういった市独自の施策があってもいいのではないかと感じております。

私の一般質問では、本市の子供の貧困にかかわって、世帯収入は落ち込み、ひきこもり、不登校の深刻さ、新城市民病院の診療科の撤退、後退、愛知県下でも1位、2位を争う高い自殺率、そして環境を悪化させている産廃の悪臭問題など、データと数値で浮き彫りになったと思います。

穂積市長の予算大綱説明、平成29年度予算には、私が問いかけた格差、貧困の是正、医療、福祉の充実、環境、教育、子供たちの教育を育てるという観点からの具体的な施策が乏しいと考えています。

市民からは、世界新城アライアンス会議、また高速バス事業など、華々しいイベントを行っておりますが、もっと市内の小中学校の老朽化施設の問題や子供の環境を見てほしい。もっと人口流出を食いとめる施策が欲しいなどなどの声も私のところには寄せられております。

以上、簡単ではありますが、本市の市民の皆さんが苦しい経済状況の中で必死で納めて

いる税金は、もっともっと市民の皆さんの暮らし向上に直結する形で投じられるべきだと強調しまして、反対討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ただいま上程されておる第22号議案、一般会計について、賛成の立場で討論いたします。

質疑の中で、毎度いろんな方の声も伺いまして、説明を聞きまして、おおむね理解できました。

大枠では現実型で事業を完成させる完結型の色彩が強いなというふうに思いました。これまで指摘させていただいたとおりであります。所管の厚生文教分野に限って見ますと、福祉分野では積極的な姿勢が見られたものの、教育分野ではややアンバランスと言うか、消極的な部分も見られ、市民ニーズにこの的確に反映したか、生かし切ったかと言うと、やや問題点はあるかなと思いましたが、しかしながら、これをもって予算全体を反対する理由にはなりません。

例を挙げて具体的に申し上げます。ただいま反対討論等で指摘がありました高速バス、それから新城駅南地区整備事業等、担当におかれては、努力して、指摘されたマイナス面の解決に向かって努力している姿が見られました。そうした点で評価できるものと思えます。

しかしながら、通学バス等では代表質問でも申し上げましたが、一方でスクールバスを購入するもありますが、同じ小学校の中で、ぎゅうぎゅう詰めの実況がもう何年も、数年も続いている。定員いっぱいが続いているという、こう厳しい現実もあるわけなので、こういう現実にいささかちぐはぐ感を覚えた次第であります。非常に庶民の目線からしますと、例えば指摘があった高速バスとぎゅうぎゅう詰め定員75名のところ、74名ぐらいが

乗ってぎゅうぎゅう詰め状態である、そういう子供たちの通学バスがある一方、高速バスにたった4人。こういった実態を庶民の目からしますと、非常にちぐはぐ感と言うか、整合性がどうだろうなという点がございまして。そうした点を早期にですね、是正することを、是正していただくことを申し添えて、全体の賛成討論といたします。詳しくは本会議で申し上げます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第22号議案に反対の立場で討論します。

賛成の方の討論をお聞きしながら逆になぜ賛成できるのかなというふうに思っています。

例えば、村田委員の賛成討論の中に、合併を、平成17年の合併からさまざま努力やってきましたということを言われるんですが、結果、人口減ってるんですね。産業はどのように変わったんでしょうか。見るべき成果が見えないんじゃないかと逆に。新東名開通しました。新東名開通で浮かれている状況ではないんですね。新東名開通して、これから明るい未来が描けるのではなくて、現実を直視しなければならぬと思うんです。

100万人を突破したというもつくるも、質疑の中では、収入は数%伸びただけじゃないかというような思いもありましたし、結局8億円余もかけたもつくる新城から得られる負担金がことしも200万円程度ということになれば、もつくる新城で実際にどれだけの経済効果が生まれるのか。その経済効果についてもどうかよくわからないというような状況になって、新東名開通を喜んでばかりはいられない。これを一過性にする可能性があるのが平成29年度予算でもあると思うんですね。どう生かすかっていうのが見えていないんです。

村田委員が指摘した将来を見据えた発展と

というようなことも言われたかと思うんですが、将来を見据えた発展に平成29年度予算は応えているのかというように見ていきますと、例えば自主財源の問題が質疑の中でもありました。まだ具体的に自主財源をどのようにふやしていくかというものは、はっきり言えないというような御答弁もありました。ここに将来を見据えたという発展が見えてきていないんですね。

新城の雇用をどのようにふやしていくのか。新城の中での経済循環どうに行っていくのかということ、新城駅前の開発も中心市街地開発にどう結びついていくかというのが見えてきませんでした。

雇用の確保ということでは、農業、林業、観光、これもどのように新城の今までの政策が変わっていくのか。新しい政策は見えてこなかったというふうに判断しています。

山崎委員の賛成討論なんですが、おおむね対応で、質疑の対応で理解できると。幾らか問題があったかなということも言われました。

具体的に、高速バスとぎゅうぎゅう詰めのバス。本当にちぐはぐです。このちぐはぐな状況を逆に放っておいていいのかという問題があると思うんですね。予算が限られていますから、何でもかんでもやれということは当然できません。

しかし、議会として、できることはやらんといかんと思うんですね。高速バスで3人、4人運んでるという現実が具体的にどう解決されていくのかというような方向は示されませんでした。とにかく頑張りますと。職員の頑張りを否定しているわけでもありませんし、先ほど言いました農業政策、観光政策、林業政策、新城駅前の開発等、これについても職員が頑張っていないということを言ってるわけではなくて、将来展望もないまま、頑張るといふことのデメリット、ここを考えるべきじゃないかと言ってるんです。議会がそののと

ころをしっかりとチェックしなければ、予算の執行は市民のためにならないと思うんです。

ぎゅうぎゅう詰めのバスを山崎委員は強調されてきました。だったら南整備、新城駅前の南整備の問題、高速バスの問題、本当に無駄かどうか。無駄だという判断されるんでは、この予算を回す。このぐらいの議会が判断をしなければ、市民の生活守れないと思うんです。

質疑の中で、さまざまな、かなり時間をかけてやりました。具体的にいろんな問題が明らかになってきていると思うんですね。その問題を本議会、予算議会で果たして解消できたのか。そここのところを考えてもらったときですね、賛成する、現段階で賛成する予算案にはなっていないということです。

以上をもちまして、反対討論といたします。
○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題になっております平成29年度予算ですが、賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳入で6億5,100万円という減収であります。しかしそれは当時の積み上げた数字の乖離から見ますと、かなり削減を、縮まってきたことでもありますし、担当部局、担当職員、それぞれ市民サービスに向けて積算をしたものという理解をしております。そこには御案内のように、福祉であり、教育であり、医療、そして観光、土木、消防、農林業、農業、林業、それぞれの事業に対して、真摯な数字の積み上げをされているという中で、平成29年、それぞれ大きな問題があるわけでありましたが、果敢に立ち向かっていただけるということで、賛成討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第22議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第22号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 平成29年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議題となっております第23号議案 平成29年度新城市国民健康保険事業特別会計予算でございます。

歳入、2款1項1目、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税、国保、ページ数、10ページになります。

2点ございます。

1点目、前年度から約3,200万円減額となっておりますが、理由を伺います。

2、国民健康保険税一人当たりの平均額は幾らになるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 それでは、お答えします。

1点目の一般被保険者国民健康保険税、減額の理由につきましては、主に被保険者数の減少見込みによるものであります。

2点目であります。すべての被保険者、世帯が対象であります医療給付費分、後期高齢者支援金分の現年度課税分の一人当たり調定額は、9万3,073円を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですが、減額、1の問いで、3,200万円減ったのは、被保険者が少なくなったというお答えだったと思うんですが、それはどういう要因で、こう少なくなったとか、そういった背景がわかれば教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 諸所いろいろ理由がありますけども、人口の減少、それと加入者の高齢化による後期高齢者医療制度への移行による移行者がふえておる、というのと被用者保険加入者が増加しておりますので、国保の資格喪失者がふえておるとというのが主な要因です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 高齢化で、後期高齢にこう移行していったりだとか、人口減少があるよということだと思います。

あと、2点目なんです。一人当たり恐らくこう9万3千円余という平均額になったということだと思います。やっぱり市民の暮らしが非常に厳しい中で、少しでもこう税金が下がってくるとありがたいという声もよく聞かれておりました。こう、やっぱり全市の市民がこう所得とかこう、ふえるというふうなことは非常にありがたいというふうな声も聞かれますが、平成27年度の平均と今の平均額と比べて、増減はどのような数値になっているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 平成27年度決算の1人当たりが10万3,127円、今年度予算については9万3,073円で、約1万円ぐらいの減になっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 歳出、2款保険給付費ですが、4ページのところになります。今後、

給付費の推移をどうとらえ、来年度の対策をどのように考えているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 本市国保の医療給付費の推移を見ますと、総額につきましては、年度により増減が見られるものの、一人当たりの医療給付費としてとらえた場合、その額は年々増加しており、高齢化が進展する現状では、この傾向が平成29年度以降においても続くものと考えております。

一人当たりの医療給付費の増加は、国保加入者の高齢化、医療技術の進歩、新薬の開発、また生活習慣病の増加など、その理由は諸所あると思いますが、国保加入者の疾病状況につきましては、国保のレセプトデータの分析からは、循環器系の疾患が最も多く、次に内分泌、栄養及び代謝疾患と続いており、糖尿病や高血圧性疾患、腎不全などの生活習慣病の占める割合が医療費全体の約4割を占めております。

給付費の削減につきましては、単年度で達成できるものではありませんが、医療保険者としては、被保険者の健康に対する意識高揚及び医療費の適正化、抑制につなげることを目的に、特定健康診査、特定保健指導の実施、人間ドックの助成、レセプトの点検や第三者行為求償の取り組み、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知の送付、また疾病予防のための各種運動教室などの実施を予定しております。

特に、平成29年度からは、特定健康診査及びがん検診の受診率向上対策として、大腸がん検診と特定健康診査との同時実施と精密検査該当者への訪問事業を予定しております。

また、生活習慣病の重症化予防対策の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今後の推移、だれでも予想できる状況ですね。高齢化してくるんで、当

然、病気になる可能性は高くなってくと。

今の御答弁のように、いろいろ原因も分析されてると。分析されてて、具体的な対策で出てくるのは、予防というより、病気になった後の対処ということが主かなという判断しました。

やはり必要なのは、重症化する前に、どのように対応していくかということになると思うんですが、そこの部分の対応策というのがどうも不十分かなと思いましたが、具体的にその部分、予防という点、病気になる前、未病の状態、このとき、この段階での対応というのは、どのように考えなのか。お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 医療保険者としては、平成20年の制度改正によりまして、特定健康診査というのが義務づけられております。国保としては結果に基づいて、先ほど生活習慣病の重症化予防対策ということで、答弁させてもらいましたけども、現在においても、健診結果によりまして、生活改善の必要な方につきましては、保健師や管理栄養士による訪問を実施しております。

平成29年度については、ハイリスクアプローチといたしまして、生活習慣病の中でも特に重症化すると人工透析等で日常生活が大きく制限される糖尿病の方について、重症化予防の取り組みに強化をしていきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、ヘモグロビンA1C4以上の方に対し、訪問による医療機関への受診勧奨を行っていく、それにつきましては、関係機関との調整を行って、受診勧奨を行っていく。

また、治療はしているけども、生活の中で糖尿病のコントロールがなかなかうまくいかない方につきましても、御本人の同意のもと、関係機関の協力を得て、市の保健師、栄養士が生活習慣を確認しながら、生活改善のアド

バイスを行っていくということを予定しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今のお答えの病気になる、あるいは病気の手前という、もう健康を崩し始めてる状態、そのところを見つけ、病気が進行するのを防ぐというような対処だと思っ

そうではなくて、やはり健康というものをどのように維持していくのか。ここの対策が結果的には保険給付費を減らしていくということになってくると思っ

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 特例者アプローチといたしまして、健康づくりとか疾病予防について、個人とか地域に出向いていくという

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 平成28年度の取り組み、具体的にどのように地域に入り、どれだけの人たちがその事業の中にかかわれたのか。人数的なものをお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員に申し上げます。

新年度の予算の審議ですので、正確にちょっと質問をお願いしたいと思います。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 平成28年度から始まったということですので、平成28年度の事業を具体的に確認し、それが次年度にどのように生かされるのかというようなことで質問したいと思いますので、その具体的な取り組みがどう

であったのか。それが次につながるかどうかということに入っていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木健康課参事。

○鈴木英乃健康課参事 今の平成28年度の地域自治区での取り組みなんです

実際どれぐらいの人数かと言うと、一応1,022人の方を一応対象としたんですが、実際にお会いしてお話とかを聞けたのが706人

やはり話を聞く中で、これが要因だというもの

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地域に入っていく取り組みって非常に今後有効だと思います。

有効であったという判断するわけなんです
が、来期、さらに地域自治区との連携って
いうのは広げるといふ検討はされているん
でしようか。

○丸山隆弘委員長 鈴木健康課参事。

○鈴木英乃健康課参事 今、平成28年度
の取り組みも今まとめまして、課内で検
討をしまして、来年度、担当のほうでも
もう少し詰めていきたいと思っております。

あと、庁内の各課との連携も今いろいろ
お話を伺ってるんですが、やはり1つの課
の中だけでは、かかわりのある団体のほう
も少なかったりとかしますんで、実際そこ
のほかの課のほうだと、こういう、既に
こういう活動団体とコンタクトを取って
とかありますので、そういうところと
連携を取りながら実施していきたいと思
っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質
疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく第23
号議案 平成29年度新城市国民健康保
険事業特別会計予算について、総括的
な質疑をさせていただきます。

1点目です。医療費抑制のために配慮
されたことは先ほども白井委員の質疑に
回答していただいております。

例えば、人間ドックですとか、各種健
康診断の助成、特定健診と、それで今、
保健指導ですとか、予算書のほうを見
ますと、優良家庭表彰ですとか、いろ
いろ取り組みをなされているようです
けども、本当に今、高齢化と低所得者
、低所得化ですよね、そういうような
状況にある中で、医療費抑制のために
どのようない配慮をされたかというこ
と。

それから、2点目ですけども、平成30
年度に予定されておる愛知県、全県統
合ですよね。これに向けて配慮された
予算措置等はあるのか。その辺につ
いてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 先ほどの白
井委員の答弁と重なる部分があるかと思
いますが、よろしくお祈りします。

1点目の医療費抑制のための配慮であ
りますが、医療費の適正化といたしまし
ては、レセプトの点検や医療費通知、第
三者行為求償事務、レセプトデータを
活用したジェネリック医薬品差額通知
を実施し、医療費の抑制につなげてま
いりたいと考えております。

また、保健事業の推進といたしまして
、特定健康診査の受診率及び特定保健
指導の実施率の向上や特定健康診査未
受診者対策、人間ドック健診費用の助
成等、保健事業の充実を図っていき
たいと考えております。

特に、平成29年度からは、特定健康
診査及びがん検診の受診率向上対策
として、がんの中でも一人当たり医
療費が高い大腸がんについては、被
保険者の検診受診の利便性向上を
図るため、特定健康診査と同時実施
し、精密検査該当者への訪問事業を
行うなど、疾病の予防や早期発見、
早期治療を促すとともに、特定健
診の受診率向上につなげていく事業
を予定しております。

また、生活習慣病の重症化予防対策
の強化に取り組んでまいります。

2点目の全県統合に向けた配慮につ
いてお答えします。

国保保険者の全県統合に向けた準備
は、既に進められているところでござ
います。

平成30年度以降は、県内医療にお
ける資格の管理や高額医療費の多数
回該当に係る該当回数引き継ぎなど
、現行とは異なる事務処理が必要に
なります。県単位での被保険者情報
の共有を行うため、新たに整備され
る情報集約システムとの連携のため
、自庁システムの改修を予定して
おります。

保険税に関しましては、県が定めた
納付金を納めるため、県から示され
た標準保険料率を参考に、市が国保
の保険税率を決定し、賦課、徴収を
行うことになるため、保険税率に

係る国民健康保険運営協議会の審議に関連する経費の計上を行っております。

また、平成30年度から医療費適正化や収納率向上など、保険者の取り組みを評価、点数化し、その点数に基づいて、交付金を配分する保険者努力支援制度がスタートします。この交付金は、保険料軽減の財源として活用できることや評価の対象となっている各健康増進等医療費適正化の取り組みは、被保険者の健康維持、増進につながることから、評価項目の指標向上につなげていく事業を予定しております。

平成29年度予算は、平成30年度に控える国保広域化を視野に、引き続き基金を活用し、被保険者の保険税負担の軽減を図ったところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 医療費抑制のために、るる施策を考えられてるんですけども、いずれにしましても、重症化するまで、例えば慢性化する前の取り組みですよね。ひとつ私も人間ドック、昨年受けようと思ったんですけども、枠がいっぱいであるというようなことで、やっぱりそういったみずから健康になる、あるいは健診しようとする人たちの気持ちを受けとめるもう少し枠にキャパシティとか融通性を出せるような施策。

それから、受診率アップでいろいろ取りまされてるようですが、なかなかやっぱり通知は来るんですけど、行ってみようという気は起きない。そこへ何かプラス得点があると、それじゃあ行ってみようかなというような気になると思うんですけど、そういった受診率アップの取り組みもされてるようですが、もうひと工夫いかがかなと思ってますので、その辺については健康の取り組みについて、再度プラスアルファの考えはないか、その辺を確認します。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 その特定ニーズの受診率の関係ですけども、一応、市の中で今、市が抱える健康課題としては、がんの医療費、罹患率が高いというのがあります。

その中で、大腸がんについては、標準化死亡比が、ほかのがんと比較して高いであるとか、早期発見により、死亡者数の減少効果があるというような検診の有効性について、科学的根拠が認められておりますので、それと特定健康診査の実施期間ですべて実施できるということもあります。

でありますので、がん検診との同時実施を行うことによって、受診率も向上するというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それから、人間ドックの枠もふやすというようなことはどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 平成28年度に市内の医療機関の方に御協力をいただいてがん検診の枠をふやしたところでありますけど、平成29年度については、昨年度の医療機関に引き続きドックをお願いするという形で、事業は継続、そのまま市内の医療機関で協力していただける方の人間ドックの枠の拡大をして、平成28年度と同数で予定しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 同数って言うと、拡大じゃないと思うんですけど。

いずれにしても、医療費抑制のための努力をしてください。

それから、当然、予防医療も大事でしょうし、健康指導あるいは食育って言うんですか、食事、栄養管理そういったものも重点を置いていただく必要があるでしょうし、話に出ました糖尿病ですとか人工透析になる前に、そこに行くまでの予防についてもしっかり取り組んでいただきたいと思うんですけども。

それから、国保だけではなくて、平成28年度は市民福祉部と健康医療部があって、平成

29年度からは健康福祉部というふうな形で、組織替えが行われるわけですが、その中でどういった取り組み、国保税、国保の医療費抑制や給付費を削減する、あるいは健康管理する組織を1つ健康福祉部にした意図と、この保健事業をどういうふうによく組み合わせさせていっているのか、その辺の組織的な部分での取り組みについてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 現行、保険医療課と健康課のほうでやっております国保事業については、平成29年度においても、部の名称が変わりますが、形態としては一緒になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 部内でしっかり連携を取っていただいて、予防医療にしっかり取り組んでいただければと思います。

それから、2点目の全県統合に向けてということでお聞きしますが、少し制度が変わったり、保険者努力のなんか交付金があるようなことですが、県下統一にされても、地域性格差、地域格差って言うんですかね、そういうのは当然あるわけですし、当然、医療機関、高度先進医療のある地域とない地域、医師の足りてる地域と足りてない地域とか、愛知県の中でもそういった格差があるにもかかわらず、統合された場合に、この新城市の国保のような部分で、対応って、来年度のこと平成29年度で平成30年度のことを聞くわけにはいきませんが、それに向けて、やっぱりある程度、取り組みは必要かなと思うんですけども、制度の中では準備がされてるようなんですけども、例えばそういった格差をどうやって解消するのか。あるいは健康な数の家庭、保健師、保険者にどういったインセンティブがあるのかとか、そういった統合に向けてのその辺の協議はやっているのか、お伺いしたいです。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 実際に言われるのは県が国保の運営方針というものを決めるときに初めて税率なり保健事業なり、事務的なことが決まるわけでありまして、現状まだ保険税自体が統一されるかどうかは、決まっています。国としては、統一もあるし、医療費水準、所得水準に応じての納付金については、市町村ごとに県が標準税率を示すということもありますので、今この場で県内統一ということは、ちょっと答弁できません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 平成30年度のことを聞いてはいけませんのでやめますけども、1つ気になってるのは、各市町村それぞれ運営されておるのを統合するわけですが、新城市の場合も基金っていうのがあるわけですが、先ほどの答弁の中では、基金は保険料抑制のために使うということですが、基金は今、平成29年度も当然そういった形で配備されて、予算の中で組み込まれてると思うんですけど、統合したらどうなっちゃうのと、聞いていいのかなと思ったんですけど、そのためにこの平成29年度に基金は上納金になるのか、基金はそれぞれ統合しても個別の市町村に基金が残るのか、統合されちゃうんだら使ってしまうのか。そういうことも含めて、平成29年度はどのような対応をされたのか、ちょっとその辺だけ確認して終わりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 基金については、平成28年度見込みで5億7千万円。

今回、平成29年度予算で8千万円の活用を予定しておりますので、広域化以前での残が4億9千万円というのを見込んでおります。その基金につきまして、広域化された場合ということですが、各市町村が保有する基金については、県に集約されることはありません。各市町村残りますので、保険税の急激な

上昇をおさえることに基金を活用するなど、計画的に運用するというのが厚生労働省からの見解もありますので、新城市としても税の負担を軽減するような、急激な上昇をおさえることを目的に使用していくように考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 余分な質疑でしたけど、基金は残るっていうことですが、ただ今ある基金へ市独自で、それじゃあ積み重ねていくっていうことは、できなくなってしまうっていうのか、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 基金の扱いはちょっと積み立てとかがどうなるかがちょっと定かではありませんけども、広域化されたときには、県に納める納付金を新城市が被保険者の方に納めていただいて、納める形であります。

例えば、11億円県に納付するのに、11億5千万円まあ収納率が高くなって、県に納める金額より多かったとするとその5千万円については翌年度に繰り越していくというような形になりますので、積み立てができるのかどうかとか、そういう話については、ここではお答えできません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第23議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 平成29年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第24号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第25号議案 平成29年度新城市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第25号議案 平成29年度新城市介護保険事業特別会計予算について、総括的質疑をさせていただきます。

1点目です。保険給付費抑制とサービス維持のために配慮されたことについて、お伺いします。

2点目です。平成30年度広域連合統合に向けて配慮されたことについて、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 まず、1問目、保険給付費抑制とサービス維持のために配慮されたことということでございます。

給付費の増大をおさえるための対策としま

しては、まずは要介護状態とならないようにするための介護予防事業の実施と適正な介護給付が行われているかどうかを検証する介護給付費等適正化事業を実施してまいります。

具体的には、介護予防事業では、介護予防教室「木曜塾」と認知症予防教室の開催、地域でのミニデイサービス事業の実施を、新たな事業としましては、住民みずからが介護予防体操に取り組む場合の支援を実施してまいります。

介護給付等費用適正化事業は、認定調査状況のチェック、ケアプラン及び住宅改修等の点検、医療情報との突合、介護給付費通知を実施し、真に必要な介護サービス以外のサービスが提供されていないかを検証してまいります。

また、地域の社会資源を活用した地域支援事業につきましては、引き続きサービスの維持と拡充に努めてまいります。

2問目でございます。広域連合事業統合に向けて配慮されたことでございます。

東三河広域連合介護保険事業費負担金としまして、派遣職員の人件費と事務費の計上及び介護保険システムの開発等にかかる電算委託料を計上し、統合に係る業務の推進が円滑に進められるようにしてまいります。

平成29年度の広域連合における主な取り組み内容としましては、1、介護保険システム開発関係業務、2、住民説明会等の周知、啓発、3、共同処理関係業務、4、介護保険事業計画の策定、5、（仮称）東三河広域連合介護保険課の執務室となる豊橋市職員会館内の整備を行います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 再質疑します。

2025年問題に私も一般質問で取り上げました、団塊世代の方が後期高齢者になって、その前の段階の介護をようする被保険者がふえる可能性があるわけですが、そういう中

で今年の予算大綱には、地域包括ケア体制の充実と人材の育成と確保をというようなこと、文言がありましたけどその辺についてのこの介護保険事業の中では、こういった取り組みがなされてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 地域包括ケアの推進に関しましては、介護保険課の地域包括ケア推進室のほうで、平成26年度から今年度、平成28年度までの3年間のモデル事業ということで、県の委託を受けて実施しております。

その中の事業が平成29年度以降、介護保険事業の特別会計にそのままスムーズに移行をするという形で、在宅医療と、主に在宅医療と介護の連携という部分について、引き続き介護保険の特別会計のほうで事業を継続してまいります。

今後の地域包括ケアシステムの構築ビジョンについては、今、地域包括支援室のほうで最終的に今現在まとめておりますので、ちょっと内容まだ確認しておりませんが、平成30年度以降の広域連合の統合以降こちらのほうは現在、広域連合におきましては、地域包括ケアシステムの完成の目標年度は設定をしていきたいという考えでおります。

実際に今の生活がどう変わっていくのかというのを実感できないといけないということで何がどう変わっていくのかを包括ケアの形をつくるためのたたき台としていきたいという形で、今、広域連合のほうでは話が出ております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 具体的に、人材の確保と育成という取り組みについては、どのような処置をされてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 人材の確保というのは、介護事業の中における人材の確保のことでしょうか、事業所の。

そうですね、非常に難しい問題で現在、市のほうで特に人材確保のための施策というのは、明確なものはないんですが、今やってる事業といたしまして、毎月事業者会議といたしまして、市内の事業者の方ケアマネさんとかを呼びまして、いろんな情報提供とかお話をいただくような会議をしております。そこで介護保険の状況を、こういった状況ですというのを周知徹底をさせていただくことと、あとホームページ等で介護保険制度を周知して、介護の事業、介護事業の魅力と言うかそういった形のを広く周知できればと思います。

あと、事業所さんにおかれまして、高校生を対象とした就職説明会等で介護産業、事業のほう説明を根気強くしていただいているところもありますので、現状ですと、事業所さんも今、任せちゃっておる状況ですが、今後国のほうの考えも人材確保ということで強くうたっておりますので、できることからやっていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 行政でやること、考えること、それぞれ役割もあるでしょうけども。

これも国保の件と同じような質疑になってしまうんですけど、やっぱり広域連合の中のサービス体制の格差、地域格差が私はあると思いますし、過疎地と都市部と被対象者も含めて、格差も当然あるでしょうけど、サービス提供の格差があるでしょうけど、そういった格差がありながら、統合していくことはわかるんですけども、その辺をどうやってこの平成29年度の中でそういった部分を埋め合わせるって言うか、格差を縮めるような措置とか、平成30年度以降も含めた、そういった処置は配慮されているのかその点はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 南部と北部の格差の是正のための予算措置はという御質疑かと思いますが、特に平成29年度における予算措

置としてはないわけですが、今、広域連合のほうで、あくまでも提案と言うか未定な状況なんですけど、中山間地域の支援事業ということで独自に考えていることがございます。

3点ほど今、素案の素案なんですけど、あるんですけど、1点目としましては、介護保険サービス整備促進事業ということで、これは北設地区の在宅サービス整備促進のための研修受講補助ということで、北設の事業所での職員の方が、ちょっとそういったものも考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 統合に向けて、万全の体制を取っていただければと思いますけど最後に1点、先ほどの国保と同じように、基金もあるんですけども、基金の取り扱いはどういった形でしょうか。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 基金の取扱いは最終的な結論はまだ出てないということなんですけど、これまでの議論の中では、各市町村の基金を保険料が30年度以降、統合されますので、それぞれ保険料の軽減に各市町村で使ってはどうかという議論はありましたが、それもどうかということで最終的な結論がまだ出ていない状況です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第25議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第25号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案 平成29年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第26議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第26号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案 平成29年度新城市宅地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題になっております第27号議案 平成29年度新城市宅地造成事業特別会計予算について、お伺いをいたします。

歳入歳出の総額が4,250万円と定められております。歳入の2款2項1目において、販売収入が記載されてます。総金額3,670万5千円ありますが、この予算額は過年度等々を見させていただく中で、具現化にはほど遠いものじゃないかという、大変失礼な表現をさせていただいたわけではありますが、そのように思慮するものであります。

とりわけ、長者平団地にあつては、平成

14年、旧作手村が47区画の造成を行い、分譲に着手をされ、合併によって、新市が引き継ぎ、売却数は既に27区画であります。よって20区画が残されております。

事業着手から既に14年余りを過ぎる中、決定的な販売企画がなく、販売に苦慮されていることは事実でありますし、それに対する御努力に対しても、頭が下がる思いであるわけではありますが、もろもろの手法において、販売施策にあえぐことから、脱却をすべく、根本的な事業施策転換を講ずる予算としてのものなのか、それを検討されたのか、お伺いをします。

○丸山隆弘委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 平成29年度の予算でございますけれども、市内外へのさらなる宣伝の強化が必要と考えまして、新築を検討されている方々が多く集まるハウジングセンターに直接出向いてPRをすることを計画しております。

このねらいとしましては、多くの方に現地にお越しいただいて、定住を検討していただくということです。

平成29年度は、このための予算を計上しております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 20区画をすべて売れるとしたら、予定販売価格で幾らになる。

○丸山隆弘委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 済みません、資料はあるんですが、集計をしておりますので、細かい数字は申し上げられませんが、大体800万円から1千万円の間でございますので、それを20区画掛けていただくのが価格となります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、残ってるのを足しますと、ごめんなさい、1億7千万円余であります。1区画が800万円でありますので、3,500万円ということは、割りますと、4.7数

区画まあはばはありませんので、5区画をやるということですので、今、部長お答えいただいたように、果たしてハウジングセンターに行って、作手来てちょうだいよ見てちょうだいよってということだけでいいのか悪いのかと思いますし、不動産屋さんにも入っていただくというようなお話も伺ってるわけですが、不動産屋さんの状況、仲介状況、仲介ではないと思いますが状況はどんなものでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 この売り払いの予算計上は、サンヒルの1区画と、それと作手の長者平の2区画を予定した金額であります。

それから、ハウジングセンターですね、我々も企画政策課の中で、この平成29年度予算を計上するに当たってはどのようなPRの方法がいいのかということをお話を数回話し合いました。

例えば、モデルハウスをつくってその中へ短期間住んでいただいて、魅力を発信したらどうかとか、いろんな奇抜な案も出しましたが、とりあえずはPRをしっかりやっていくということをお話をさせていただいたものです。

長者平については、直近で、平成26年度です。2年度間、ブランクがあるわけですが、その間小学校の完成だとか、また状況も変わっておりますので、まずはしっかりとPRしていきたいと思っております。

不動産屋さんのほうに話を持っていっておりますし、何人かはお問い合わせとか交渉がありましたんですが、成約には結びついていませんので、できる限り来年度もしっかりとPRに努めるという所存でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 心強い答弁でありますし、平成29年度に向けての前向きなお話だというふうにお伺いしたところであります。

特に、作手小学校の新しくできるそして山村交流センター、さらには中学校、高等学校、

今その中には経済のかなめであるところの金融機関であるとか食料品スーパーそれから生活援助・供給する燃料事業等々が一角に固まった地域でありますので、本当に暮らしやすい、生活のしやすいという、子供たちの教育にもいいというところではありますが、不穏のうわさっていうのが流れておるのは御存じだと思いますが、その部分をとにかくすこしく払拭するような努力っていうものは、うわさの内容はいいですよ、絶対答えちゃいけませんので、いいですが、払拭するような御努力はされていくってことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 まず白井委員の質疑でしたか、にもありましたように、暮らしている方が暮らしやすいんだということをお話をさせていただくというのは、一番のPRになると思いますので、そういった声も拾いながらですね、しっかりPRしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第27議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案 平成29年度新城市千郷財産区特別会計予算から第46号議案 平成

29年度新城市作手財産区特別会計予算までの19議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

本19議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本19議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第28議案から第46号議案までの19議案を一括して採決します。

本19議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第28号議案から第46号議案までの19議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第47号議案 平成29年度新城市市民病院事業会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 市民病院の医師が減ったとかふえたとか、もう市民の中ですぐ話題になる。心配になったり、安心したりという、そういう声はよく聞きます。

これまでもずっと難しい問題であり、質疑をしてきたんですが、来年度、医師確保のためにどのように取り組むこと、取り組もうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 お答えします。

医師確保対策としましては、これまでも実施してきておりますけれども、平成29年度につきましても、これまでと同様、継続して行っていきたいと思っております。

具体的な内容につきましては、関係医局や医療機関への訪問、女性医師の子育て支援、若手医師がスキルアップできる研修制度の整備、民間の医師紹介会社の活用、それから医師とのネットワークの構築などを引き続き実施していくものです。

それとともに、医学生の実習の受け入れを積極的に行いまして、少しでも新城市民病院との関係を持っていただきまして、さらに発展した関係につながるよう取り組んでいくものであります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 これまでと同様ってということになりますと、余り前が見えないというのが正直な思いです。

以前にも、情報提供をしたこともあるんですが、医師が選んでもらえるまちに必要があると。

市民が医師を支える、看護師を支えるという、そういうふうな地域もあるんですね。

新たなところに踏み込んでほしいというのは、市民病院はだれのための病院なのかということをも市民の皆さんに理解していただくという、理解と言うか、意識してもらおうということのためには、市民組織を立ち上げたらどうかというふうに思うんで、そういう検討っていうのはいつまでも具体的に出てこないんですが、市民病院を支える会みたいにみずから医師を支え、看護師を支え、医療従事者を支えるというような組織をつくり、新城市民病院に来てよかったねというふうに医療関係者が思ってもらえるような市民と医療従事者の関係をつくるという、そういう方向も1つの案だと思うんですが、以前もお話しさせてもらったことがあります、そこへ入っていくべきだというふうに思うんですが、その点について、検討されたことはないんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 確かに、市民の方に病院を支えていただくということは、非常に大きな力になろうかと考えますけれども、そうしたことを過去にありました中期計画ですとか、病院の改革プランですとか、そうしたところにも具体的にはうたわれてはおりませんでした、そうしたものに位置づけはありましたので、そうした方向で持っていけるのがいいかと思うんですが、今のところ、具体的な話は出ておりませんので、すぐにそうしたものが進むというふうには思っておりません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 いや、すぐに進むかどうかというのは、そんなん当然わかりませんが、やってみないことには、何も結果は出てこないと思うんですね。

従来どおりってことですと、結局、関係者が一生懸命努力した結果としても、全国に医師不足っていうのがもう明らかなものですから、簡単には医師の確保できないと思うんですね。

だとしたら、新城市でもできることは何でもやるべきだと思うんです。

市民の皆さんも、待ってるだけではなくて、自分たちで医療関係を変えていこうというように呼びかけして、それに応えてくれる人たちが組織をつくり、その人たちからも市民への情報提供するとか、医療関係者との関係づくりをするとか、それはできないことじゃないと思うんですが、すぐにはできないんじゃないかと、それをやろうという方向での検討っていうのも来年度、意思もないと。やる意思もないということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 確かに、市民の方からの情報提供とかっていうことは、非常に有効な手段であると思っておりますので、そうした組織ができるということは、い

いかと思いますが、これまでも対策として進めてきておりますようなものにつきましては、今後いろいろな関係機関との関係強化のためには重要なことですので、そちらのほうを重点的に今後も継続していきたいというふうにご考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 どうしてもやりたくないということに思えるんですが、なぜ市民の皆さんに声かけて、これから自治、自治って言いますよね。地域は自分たちでつくるんだということであれば、市民病院だって、やっぱり自分たちでつくっていかうと。医師がおれば病院なり立つわけじゃないんですよ。やはり病院を支える地域があつて、市民の皆さんが市民病院ではなくて、ほかの病院、あつちのほうがいいからあつち行こうというような意識になればなるほど、市民病院というのは維持管理、難しくなると思うんです。市民の皆さんがまず自分の病院を意識するということでは、組織づくり、まず声をかけてみる。そういう人たちがおるかどうかわかりませんよ。わかりませんが、病院改革の1つとして、今まで考えたが、考えたと言うか、具体的に出てないにしても、そういう方向もあるかなというふうに思ったことがあるのであれば、できるかできんかじゃなくて、まずやってみると。今までの努力っていうのは当然それはそれで重要ですので、それもあわせて、地域の人にも呼びかけていく。

地域自治区なんかもありますので、関連する地域自治区にも声をかけながらとか、地域自治区の連絡をとってもらいながら、やはりそういうような人に当たるようにまず動き出してみるっていうのは必要じゃないかと思うんですが、そうしないといつまでも医師確保無理かなんていうあきらめがどんどん広がってしまうと思うんですが、検討ぐらいやってみようというふうなお考えではないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 天野経営管理部長。

○天野雅之経営管理部長 すごくいいお話だと思います。

ただこれは病院から発信していくものかかって言うと、少し疑問がありまして、御存じだと思いますけれども、県立柏原病院っていうところが小児科医がいなくなるということがありまして、そのときに市民の中では不満の声ばかりだったんですね、最初は。何で医者がいなくなるんだとか。ところが市民の会だったかの中でのメンバーの1人が自分が病院にかかったとき、子供さんが病院にかかったときに、医者っていうのは物すごく大変だと。当直、時間外かかって入院したんだけど、明くる日もまた診察をしてくれたと。だから夜中も寝ないで診療をしていたというような話があって、それまで不満を持っていた市民の方たちが、そうじゃないんだ。自分たちが医者を守っていくと言いますか、医者が働きやすい環境にするために市民が不満ばか言うんではなくて、受け入れると言うか、感謝の気持ちを持つということが大事だよっていうことで、市民の方が立ち上がって小児科の医師がふえたというケースがありますので、白井委員がそうやっておっしゃられるんだっただけですね、白井委員がこう呼びかけていただいて、そういう会を立ち上げていただくのも1つの方法であると思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 僕はやらないと言ってるわけではないんですが、ただ行政としての責任、それは市民としての責任もありますけども、病院を支えるということであれば、起点は病院であっていいと思うんですね。

ほかの部署でもできるのであれば、それはそれでもいいですし、市民から自発的にそれを待つっていうの、それも手です。

しかし、なかなかそういうふうにはならないんで、僕は言ってるんですね。

一番深刻に受けとめてるところは、やはり

市民病院の関係部署だと思うんですね。だからそこから率直な声を挙げてもらうっていうのが一番、筋としては早いかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討をするということで、来年度、思いますが、ここにおられる人みんながそら立ち上げればいいんで、それも含めて、情報発信をしていただきたいと思うんですが、ぜひそういうような立場で検討を来年度進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 これ以上、病院側は問われても、なかなかお答えができないと思いますので。

実は、もう既に委員も御存じと思うんですが、平成17年に合併をして、平成18年が最悪の時期でありましたけれども、そのときに既に住民の皆さんは自発的に立ち上がりました。北設楽郡の区長会、議会を含めて、議会、区長会がこぞって新城、北設楽の中で医師確保の署名を愛知県に対して提出をいただいた。

それから、市民病院の改革プランの策定の中で区長会や住民代表の皆さんを含めた、ちょっと名前を今失念をしておりますけども、市民参加の支援委員会という形のをでき上がりました。

それから、今もまた働いていただいておりますけれども、女性のグループが市民病院のスタッフの不足を見かね自分たちがボランティアとして病院の案内ですとか、あるいは自動支払いの中でお困りになっておられる高齢の方を助けたりという、そういうボランティア活動がずっと続いてきています。

ですから、私どもがそういう意味で、市民病院は市民によって支えられるものでありますから、そうしたものについて、大いに歓迎をし、またありがたく感謝もしているところでございます。

今、お話なんですけど、どうもお聞きをすると、市民病院はまだ不安がたくさんあると。

これまでも医師確保やってきたけども、遅々として進まないではないか。だから必要なんだというふうに、どうしても聞こえてしまうんですが、そうでないとすれば、私の聞き間違いかもしれませんが、今も市民病院が必死になって医師を含めて、病院の経営管理も含めて四方八方、手を尽くしながら、医師の確保に努めてまいりました。手をこまねいていれば、もっと激減をし、医療機能そのものが崩壊をしていたでめししょう。

また、例えば愛知県から派遣されている自治医科大学が義務年限を明けてもなお、5名の医師が各自新城にとどまって義務年限明けもしていただいております。

あるいは、子育てをしながら働いておる女性医師の数は、率は近隣の病院にしても非常に大きいものがあります。それは病児保育、あるいは院内保育を充実させてきた結果でもあります。

さらに、来年度は先ほどお答えしたように、実習生の積極的な受け入れを通じていわゆる地域医療に志す方たちを積極的に受け入れようというふうにしてきております。

まず、その現状を委員の皆さんがしっかりと見ていただいて評価をし、そしてそういう努力をしてきた市民病院に対して、さらにより大きな、強力な支援をしていこうという機運であるなら大いに歓迎をし、また積極的にやっていただきたいと思いますが、その努力をまずお互いに認め合うことが大事だというふうに私は思っています。

そういう精神の上で市民病院の今後の運営、医師確保を図っていかなければならないと強く決意をしているところでもありますので、今後とも市民病院への御支援を強くお願いをしたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 何か僕が市民病院の努力を否定しているかのように言われると、非常に心外なんですけど、努力を認めた上で、今、市

民にできることをどうやろうかという、それをだれが提起するんだという議論をしてるだけで、市民と一緒にこれからもやろうと僕、言ってるだけです。それを理解してないかのように責めるばかりで、おまえ何やっとなだ。そういうふうに言われてしまうと、非常に心外なんですよ。

僕が聞いているのは、いや、僕が聞いているのは、市民に対して、もっと支えていくということは、検討はどうですかって聞いただけです。

いや、できないと。今はもう手いっぱいでもってやっておれないということであれば、それはそれで次の話になるだけです。それだけです。いや、質疑はそのことだけです。

いや、もう業務的にとて、人数的に無理だということであれば、今度は次で、次の形として、市民運動をどう市民として支えていく、それをどう広げていくかということの次の議論があります。そういうふうにお聞きしたわけです。

○丸山隆弘委員長 来年度の予算措置上の中で答えていただきたいと思っております。

天野経営管理部長。

○天野雅之経営管理部長 先ほどお答えさせていただいたように、病院からそういう団体をつくってくださってというお願いをしていくというのは、なかなかどうなのかなと思いますが、病院の状況について今まで以上に、こう情報発信をして、その中で市民の方々がそれだったらこういうことをしていこうというような機運が高まって、そういった団体と言いますか、グループができて応援していただけると大変ありがたいと思っておりますので、まず情報発信をしていきたいというふうに考えています。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第47号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第47号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第48号議案 平成29年度新城市水道事業会計予算から第50号議案 平成29年度新城市下水道事業会計予算までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第48号議案から第50号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第48号議案から第50号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告

の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時34分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘